

平成28年6月
勝浦市議会定例会会議録（第3号）

平成28年6月9日

○出席議員 16人

1番 藤本 治 君	2番 高 梨 弘 人 君	3番 久 我 恵 子 君
4番 照 川 由美子 君	5番 磯 野 典 正 君	6番 鈴 木 克 己 君
7番 戸 坂 健 一 君	8番 佐 藤 啓 史 君	9番 黒 川 民 雄 君
10番 末 吉 定 夫 君	11番 松 崎 栄 二 君	12番 丸 昭 君
13番 岩 瀬 洋 男 君	14番 土 屋 元 君	15番 岩 瀬 義 信 君
16番 寺 尾 重 雄 君		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 猿 田 寿 男 君	副 市 長 関 重 夫 君
教 育 長 藤 平 益 貴 君	総 務 課 長 藤 平 喜 之 君
企 画 課 長 軽 込 一 浩 君	財 政 課 長 齋 藤 恒 夫 君
税 務 課 長 土 屋 英 二 君	市 民 課 長 渡 辺 茂 雄 君
介 護 健 康 課 長 大 森 基 彦 君	福 祉 課 長 関 富 夫 君
生活環境課長兼 清掃センター所長 長 田 悟 君	都 市 建 設 課 長 鈴 木 克 己 君
農 林 水 産 課 長 平 松 等 君	観 光 商 工 課 長 酒 井 清 彦 君
会 計 課 長 菰 田 智 君	教 育 課 長 軽 込 貫 一 君
社 会 教 育 課 長 吉 清 佳 明 君	水 道 課 長 岩 瀬 健 一 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 大 鐘 裕 之 君	議 事 係 長 植 村 仁 君
-------------------	-----------------

議 事 日 程

議事日程第3号
第1 一般質問

開 議

平成28年6月9日（木） 午前10時開議

○議長（寺尾重雄君） ただいま出席議員は16人で、全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

一 般 質 問

○議長（寺尾重雄君） 日程第1、一般質問を行います。

質問順序表の順序により順次質問を許します。最初に、藤本治議員の登壇を許します。藤本治議員。

〔1番 藤本 治君登壇〕

○1番（藤本 治君） 日本共産党の藤本治でございます。通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。今日は4つのテーマに基づきまして質問します。第1が、太陽光発電施設の現状と今後について。2点目が、生活保護の開始数の激減について。3点目に、学校給食調理業務の民間委託について。4点目に、中学校統合に向けた準備についてであります。

それでは、1点目の太陽光発電施設の現状と今後について行います。日本共産党は、原発ゼロの日本への決断と、再生エネルギー先進国を目指すことを呼びかけています。再生可能エネルギーの普及が世界の大きな流れとなっており、福島原発事故後に原発ゼロに踏み出したドイツでは、再生可能エネルギーが2015年に発電量の30%に達しました。EU全体でも2030年までに45%の目標を掲げています。

その一方で、日本の再生可能エネルギーによる電力供給はわずか2%、大規模ダム水力を入れても10%にすぎません。それにもかかわらず電力会社は、電力が不安定になるなどという口実で再生可能エネルギー接続を制限、拒否し、政府もこうした電力会社の姿勢を容認、支援しています。原発固執政治が再生可能エネルギー普及の最大の障害となっている状況です。

原発ゼロの決断と一体に再生可能エネルギーの飛躍的普及を図るべきです。日本共産党は、2030年までに電力需要の4割を再生可能エネルギーで賄うという目標を持ち、それを実行に移す手だてを着実にとることを提唱しています。この目標は、世界の再生可能エネルギー先進国に追いつくための最低限の目標です。その際、乱開発にならないよう、地域環境に配慮しながら推進することが重要です。この道こそ、地域経済の振興、地域での雇用創出、エネルギー自給率の向上にとっても大きな効果がある、真に未来ある道であることを大前提とした上で、特に勝浦市における太陽光発電施設の現状と今後について質問します。

1点目は、現在、串浜新田の山林では、大量の木が伐採され、山を削り、谷を埋める大規模な工事が進行中です。新たな地形が造成され、そこに太陽光発電施設がつくられるとのことですが、地形や環境はどう変わり、どこにどのような太陽光発電施設がつくられるのか伺います。

2点目は、この開発が、地域環境に配慮しながら進められることが重要です。環境や災害への影響調査と対策、地元の関係者への説明・協議、施設の施行・維持管理・廃棄等に関する地域との合意形成はどうなっているか伺います。

3点目に、この間、市内各所で大小さまざまな太陽光発電施設がつくられてきました。現在までの勝浦市の太陽光発電施設の認定件数と、既に導入済みの施設及び今後建設が計画されている施設の件数、面積、発電出力を市は把握できているのでしょうか。少なくとも現状と今後の見通しを把握していることが必要だと考えますが、市の見解を伺います。

4点目に、再生可能エネルギーの飛躍的普及を図るためにも、地域環境に配慮しながら推進することが重要です。現在は、太陽光発電施設がどのようなルールに基づいて建設されているのか伺います。

5点目に、ガイドラインを策定し、市への事業概要の事前届け出、地域への事前説明・協議、施設の施行・維持管理・廃棄等に関する地域との合意形成を、一定規模以上の事業に求める地方自治体が生まれています。地方自治体の関与はどうあるべきと考えるか、見解を伺います。

2つ目の大きなテーマとしまして、生活保護の開始数の激減について伺います。

1点目には、過去5年間の生活保護の被保護世帯数、それぞれの年の相談、申請、保護開始数の推移を伺います。

2点目に、平成27年度に保護開始数が激減した原因をどう考えているか、見解を伺います。

3点目に、生活保護には他法・他施策優先という原則がありますが、これはどういうことか伺います。

4点目に、平成27年度から生活困窮者自立支援法が施行されました。この法は、勝浦市ではどのように運用され、どんな実績を上げているか伺います。

5点目に、生活困窮者自立支援法と生活保護法の両者が他法優先ということでは、どのように運用されているか、特に生活保護申請への道を塞いではいないか伺います。

3つ目の大きなテーマである学校給食調理業務の民間委託について。

1点目に、学校給食法では、学校給食は教育の一環であると明確に位置づけられています。教育の一環としての学校給食を、勝浦ではどのように実践しているか伺います。

2つ目に、勝浦では、移転新築した給食センターにおいて栄養士と調理員が一体となって日々の学校給食を提供しています。そのうちの調理業務を民間委託することが検討されていますが、その理由と目的を伺います。

3点目には、来年4月からの実施が取りざたされていますが、検討・準備して実施に至る手順と時期をどう考えているのか伺います。その中で、児童・生徒と保護者の声をどう集め反映するのか伺います。

4点目に、在職中の調理員の処遇はどうなるのか伺います。

5点目に、現在の給食センターは、災害時に炊き出しを行う機能を持っています。これがどうなるのか伺います。

6点目に、よりよい給食を提供しようとすればするほど、栄養士と調理員との協力・連携が欠かせません。しかし、調理業務を民間委託した場合、発注者が委託業者の労働者を直接に指揮監督することになれば、かつ施設や器材、食材を無償提供すれば偽装請負に当たります。これを回避しようとすれば、責任の放棄、丸投げに通じます。いずれにしても、民間委託は学校

給食の実情にそぐわないことを示しており、調理業務の民間委託は行うべきではありません。見解を求めます。

7点目に、民間委託をしても長期的には経費は安くならない。栄養基準や技能水準がクリアできないなどにより、委託から直営に戻すところも出ています。コスト削減が長期に見通せるか、事故の責任はどうとるか、臨機応変な対応はできるのかなど、デメリットをどう考えているのか伺います。

最後の4点目に、大きなテーマであります中学校統合に向けた準備について。

1点目に、来年4月から統合校である勝浦中学校での学校生活がスムーズにスタートするよう、準備全般の進捗状況と来年4月までのスケジュールを伺います。

2点目に、特に通学手段である路線バスの増便、北中、興津中生徒の自転車の使い方はどうなるのか。スクールバスの乗降場所、時間はどう検討され、どのように決定されるのか伺います。

3つ目に、特に制服とその費用負担はどう検討され、どのように決定されるのか伺います。

4点目に、特に3校共同の学校行事や生徒交流をどう準備しているのか伺います。

5つ目には、津波警報発令中の生徒・保護者の行動規範をいつどのように徹底するのか伺います。

6点目に、生徒・保護者全員を対象にしたアンケートを適宜実施すべきであります。自由記載の意見も集約をし、丁寧に対応すべきと考えますが、どう対応するか伺います。

以上、登壇しての質問を終わらせていただきます。

○議長（寺尾重雄君） 市長から答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいまの藤本議員の一般質問にお答え申し上げます。

初めに、太陽光発電施設の現状と今後について申し上げます。

1点目の串浜新田地先で施工中の太陽光発電施設建設についてのご質問でございます。この発電施設の全体計画では、将来的に事業区域の拡張等が予定されているところでありまして、拡張等の内容については、現在、森林法等に定める所定の手続中であります。したがって、現時点で施行中の事業に関する事項についてお答えをさせていただきます。

当該事業は、串浜字沢山392番1ほか124筆、約39ヘクタールを事業区域に定め、発電量16メガワットの太陽光発電施設を建設しようとするものであります。

この事業区域内の土地利用につきましては、発電用パネル用地として約19ヘクタール、残置森林約10.9ヘクタールを配置するほか、造成森林約4.6ヘクタール、造成緑地約1.2ヘクタール、調節池約1.6ヘクタール、間地、何も役に立たない空地のようなものですが、その間地が約0.8ヘクタール、道路約0.8ヘクタールを計画するものであります。

2点目の環境や災害への影響調査と対策、地元関係者への説明・協議等についてであります。当該事業は、森林法第10条の2に規定する開発行為に該当いたしまして、事業者は事前に県知事の許可を受ける必要があることから、事業者は平成27年8月18日、林地開発許可申請をし、平成27年11月25日付で県の許可を受けて施工しているところであります。

この許可に当たりましては、「千葉県林地開発許可審査基準」に掲げる開発行為の実施の確実性、森林施業への影響、残置森林等の維持管理、現場責任者の配置、災害の防止に係る切土

及び盛土に関する基準、擁壁の設置、その他のり面崩壊防止の措置に関する基準、切土及び盛土のり面の保護に関する基準、雨水等の排水施設に関する基準のほか、水害の防止に係る調節池の設置に関する基準であるとか、水の確保、環境の保全に係る残置森林等に関する基準等々の審査を経て県が許可したものでありまして、災害や環境への対策は、適切であるというふうに考えております。

続いて、地元関係者への説明についてであります。事業者は林地開発の許可の申請をする前に、「千葉県林地開発行為等に関する行政指導指針」に定める地域住民等への説明を行う必要があります。

これに基づき事業者は、平成27年3月1日、串浜新田集会所において説明会を開催したところであります。

また、市にあっては、千葉県南部林業事務所長からの意見照会を受け、平成27年10月26日付で千葉県知事に対し、残地森林の保全管理等に関する意見書を提出したところであります。

3点目の太陽光発電施設の認定件数であります。そもそも市で認定する施設ではありませんので全体の件数は把握できません。しかしながら、税務課での発電パネルなどの償却資産の資料では38事業者、敷地面積は16.6ヘクタールであります。

また、平成23年度から市の事業として実施している住宅用省エネルギー設備等設置補助金の太陽光発電の申請件数は、いずれも10キロワット以下の設備であります。本年5月末現在で82件であります。

次に、今後の建設計画であります。森林法による林地開発行為のうち東急のゴルフ場隣接の太陽光発電施設用地の造成で許可のあった事業が1件、それと興津地区から大沢地区にかけての市の普通財産の土地105ヘクタールについて、平成27年7月6日に賃貸借契約を締結した株式会社エジソンパワーが、20メガの太陽光発電施設を計画しております。

また、少なくとも現状と今後の見通しを把握していることが必要とのことでありますが、太陽光発電施設の建設につきましては、市への届出義務はありませんので、現在のところ、各法令等の許可情報により把握することになります。

4点目のどのようなルールに基づいて建設されているかについてであります。電気事業法に基づく電気設備の技術基準に適合させるなどのほか、特に太陽光発電建設に係る法令はなく、森林法等設置場所に係る関係法令等の許可を受けることにより建設が可能であります。

なお、経済産業省資源エネルギー庁が、平成26年2月に公共・産業用太陽光発電のさらなる普及拡大を図ることを目的として「太陽光発電フィールドテスト事業に関するガイドライン基礎編」を示しておりますので、このガイドラインに基づき建設が進められているものと考えております。

5点目の自治体の関与はどうあるべきと考えるかとのことであります。議員ご指摘のとおり、山梨県では平成27年11月に、「太陽光発電施設の適正導入ガイドライン」を、高知県では平成28年3月に「太陽光発電施設の設置・運営等に関するガイドライン」を策定し、太陽光発電設備の適正な導入、設置及び運営を図っております。本市におきましても、県や他市町村の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、生活保護について申し上げます。

1点目の過去5年間の生活保護世帯数などについてであります。被保護世帯数、相談件数、

申請件数、保護開始数の順に申し上げますと、平成23年度から年度別に申し上げます。平成23年度は、被保護世帯182世帯、相談65件、申請が37件、このうち保護開始数は30世帯であります。24年度は、178世帯、相談62件、申請16件、開始14世帯であります。25年度は、173世帯、相談53件、申請23件、開始17世帯です。26年度は、163世帯、相談91件、申請20件、開始15世帯です。27年度は、147世帯、相談61件、申請8件、開始5件となっております。

2点目の平成27年度の保護開始数が減少した原因についてであります。減少の理由といたしましては、相談件数や申請件数が減少していることなどから、生活保護を求める生活困窮者が減少していることが伺えます。

また、昨年の「生活困窮者自立支援法」の施行に伴い、生活困窮者自立相談支援事業の運用が開始されまして、就労支援ですとか、各種支援制度の活用を受けることが可能となったことによりまして、生活保護に至る前に、経済的な困窮状態から早期に自立することができるようになったことが寄与していると考えられます。生活困窮者が減少していることや、生活困窮状態から自立できるということは、大変望ましいことと考えております。

3点目の他法他施策優先の法則についてであります。社会保険制度によりまして、保険給付や恩給、その他最低生活を充足するために用いることのできる諸制度による給付や扶助、また資産や個人能力その他あらゆるものなどにつきましては、公的扶助としての生活保護制度の適用よりも先に、その活用が図られるべきであることを意味しております。

4点目の生活困窮者自立支援法の運用と実績についてであります。平成27年度におきましては、いすみ市大原にある「特定非営利活動法人長生夷隅地域のくらしを支える会」、支援窓口を「夷隅ひなた」と申しますが、市ではこちらと業務委託契約を締結しまして、事業が実施されております。

事業の実績としましては、経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、就労支援を初め、各種支援活動に係る相談、対応を実施することにより、生活困窮者の自立促進が図られております。

また、平成27年度の「夷隅ひなた」における勝浦市の実績につきましては、新規相談受付数24件、プラン作成件数8件、就労支援対象者数6名、就労者数3名という実績になっております。

5点目の自立支援法と生活保護法の運用についてであります。前述の他法他施策優先の法則どおり、生活保護制度の適用よりも先に、生活保護法以外の全ての法令の活用が図られるべきとなっておりますことから、自立支援法を優先に活用しております。

以上で、藤本議員の一般質問に対する私からの答弁を終わります。

なお、教育問題につきましては、教育長から答弁をいただきます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、藤平教育長。

〔教育長 藤平益貴君登壇〕

○教育長（藤平益貴君） ただいまの藤本議員の一般質問に対しお答えします。

初めに、学校給食調理業務の民間委託について申し上げます。

1点目の学校給食の実践についてであります。各学校では、食に関する全体計画・年間指導計画及び給食指導に関する全体計画・年間指導計画を作成し、教育計画に位置づけております。

2点目の調理業務の民間委託への理由についてであります。学校給食に民間の活力を導入し、給食のより一層の充実と、効率的・効果的な運営を図るために、調理業務を民間委託したいと考えております。

3点目の実施における手順と時期についてであります。今後、業務委託に関する要項を作成し、業者の募集及び審査を行い、11月末までには業者を決定したいと考えております。

4点目の在職中の調理員の処遇についてであります。調理員と話し合った上で、市の他の部署への配置がえて対応してまいりたいと考えております。

5点目の災害時の炊き出し機能についてであります。災害時の炊き出し業務を含む内容での契約を考えております。

6点目の民間委託は学校給食にそぐわないとのご質問であります。調理業務を民間委託しても、これまでと同様に、おいしく安心して食べていただける給食を提供してまいりますので、学校への影響はないと考えております。

7点目のコスト削減等についてであります。コスト面やこれまでの業績、信頼性などを十分考慮した業者選定を行ってまいりたいと考えております。

調理業務以外は、これまでと同様であり、給食センターには常時市の職員を配置します。したがって、臨機応変な対応や事故対応がすぐにとれる体制にかわりないと考えております。

次に、中学校統合に向けた準備について申し上げます。

1点目の進捗状況と4月までの計画についてであります。この4月26日に統合準備委員会を立ち上げまして、各作業部会ごとに準備がスタートいたしました。

そして、10月末に生徒及び保護者を対象とした説明会、12月上旬に新入学の生徒及び保護者を対象とした説明会を実施したいと考えております。

2点目の通学手段についてであります。路線バスの増便及びスクールバスの運行につきまして、現在、業者と協議しております。案ができ次第、それをもとに保護者との話し合いの場を設けたいと考えております。

北中、興津中の自転車の使い方につきましては、自宅から駅やバス昇降場所まで、遠い生徒は、自転車を利用することも可能と考えております。

3点目の制服とその費用負担についてであります。新しい制服にする案で話し合いが行われており、今後、生徒の意見も聞きながら決めていく方向となっております。また在校生は、現在使用している制服も使用可とし、家庭への負担をかけないようにしたいと考えております。

4点目の生徒交流についてであります。6月に第1回目の交流会を実施する予定です。この計画は、各中学校の教頭先生や教務主任が中心となり進められております。その後も部活動等の交流が計画されております。

5点目の津波警報発令中の対応についてであります。全生徒・保護者に文書を配付し、行動規範を徹底してまいりたいと考えております。

6点目のアンケートの実施についてであります。生徒につきましては、生徒交流時に実施したいと考えております。保護者につきましては、10月及び12月の説明会実施時及び交通手段についての話し合いの場で、直接ご意見を伺いたいと考えております。

以上で、藤本議員の一般質問に対する私からの答弁を終わります。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） まず、太陽光発電施設の串浜新田地先での建設工事についてでありますけれども、かなり大がかりな山の切土、盛土が大規模に行われているわけなんですけれども、完成後の姿なんです、アスカから入るトンネルから三差路までの道路がつけかわるわけなんですけれども、現在の道路面よりも高い盛土というか、山を削る状態になっておりますので、道路がどういうつけ方になるのか、道路面が今よりもっと高いところを上って下っていくような道路面になるのか、あるいは道路が切られて、今と同じ高さで、切られた両側に、盛土、切土で台地状の地形がえられるのか、工事の完成後の姿がどういう形状のものになるのか、そして、その道路に面するのり面の崩落を防止するための対策というのは、どのような対策がとられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。沿道の状態がどうなるかということがまず1点目でお答えさせていただきます。まず、国道297号から入っていく中谷廻り山線についてであります、これは清掃センターの先、ちょっとカーブになったあたりから次第に盛っていき、ちょっと上っていく形となります。また、新しくつけかわるほうの道路であります、これも若干三差路付近から上がっていくものと伺っています。

それと、道路の左右ののり面がどのようになるかであります、現状の道路は若干上がっていくということで、今、お話ししたとおりですが、その道路に対して左右ののり面が最大で左側の勝浦荒川線に向かっていった中谷廻り山線の左側は、最大で13メートルぐらいののり面ができる予定です。それと、右側のほうに関しましては、最大で7メートルぐらいののり面ができるというふうに協議しております。ずっとのり面が高いわけではなく、現況の地形に合わせてのり面が最大で7メートル、その下は当然あるわけで、そういう形で、道路がそれぞれののり面の下に来ることになります。また、のり面の保護の対策であります、高いところでは5メートル置きに小段をつけて、安定勾配でやるというふうに聞いております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） この建設される施設なんですけれども、台地状の平坦なところにパネルが設置されるのか、今、削られている勾配を持った傾斜地に沿ってパネルが建設されるのか、そして、そのパネルは、架台はどういう架台を使用されるのか、その雑草対策というのはどうなっているのか、わかっておられるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。平松農林水産課長。

○農林水産課長（平松 等君） お答えいたします。パネルの区域内の位置でございますが、中央部平坦地等に設置するように聞いております。

続きまして、架台につきましてなんです、架台については、通常の一般的な、傾斜角5度で設置いたしまして、くいを40センチ高さで埋設しまして、その上にパネルを設置する。そのように把握しております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 雑草対策の答弁漏れ。

○農林水産課長（平松 等君） 雑草対策ということでございますが、工事施工後の管理計画といたしまして、事業者側は、下刈りを必要に応じて行うこととしております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 環境への影響調査なんですけれども、これは環境アセスメントの対象でないようなんですけれども、これだけの大規模な工事となりますと、環境に対する影響がかなり大きくあるのではないかなと思うんですが、水害やのり面の崩落に対する対策はとられているようなんですけれども、気温の上昇ということを想定した環境調査等は一切なされていないんでしょうか。対策はとられていないんでしょうか。あるいは、環境への調査につきまして、そのほか、アセスメントとは違う対策がとられているのであれば、それをお伺いしたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。長田生活環境課長。

○生活環境課長（長田 悟君） お答えします。太陽光発電につきましての気温の上昇等につきましてのそのような法令等にかかるものではございませんので、今回の開発につきましても、そのような調査はしないと。

あと、環境アセスということなんですけれども、これはやはり太陽光発電のほうには該当しない。火力発電とかそういう発電所をつくる場合については、環境アセスが必要だということになっていますが、太陽光発電につきましては、それについての許可等はないということでございます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） アセス以外の環境調査はされたかどうか。

○生活環境課長（長田 悟君） 環境アセス以外の調査としましては、林地開発に伴います、森林法に伴います調査、これだけだということでございます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 地元関係者に集会所を利用して説明会が事前に持たれたということなんですけれども、勝浦市としても、一番関係ある当事者であろうと思うんですけれども、この施設が今後数十年間にわたってどのように維持管理されて、そして最終的に、数十年後、発電能力がなくなった場合に、どのような対応がとられるのかというのは、市としては聴取されているんでしょうか、伺いたい。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。平松農林水産課長。

○農林水産課長（平松 等君） お答えいたします。市長答弁のありました住民説明会での住民からの質問に事業者側がお答えした内容をお示ししながら、その内容を把握しておりますので、お答えいたします。

20年後について、これが発電事業を行った後、どうするのかという質問がありまして、これについては発電事業は進めていきたいと、そのように事業者側は説明しております。

またさらに、住民側から発電事業を終えた後、まさか宅地開発をしないだろうねということもありまして、これについては、そのようなことはない、そのように私どもでは把握しております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） おおむねわかりましたが、水害や土砂災害等のあつてはならないそういう防災上の対策が十分基準にのっとってとられることを、市としてもぜひ見極めていただいて、監視してという言葉は適切じゃないかもしれないんですが、ぜひ目を配っていただきたいと思います。こういう開発は、森林法に基づく開発であるから、こういうふうな対応がされているわけなんですけれども、あと、農地法に基づく開発の場合も、農地法によるチェックが入ると思うん

ですけれども、農地がこういう太陽光発電になった例というのはあるんでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。平松農林水産課長。

○農林水産課長（平松 等君） お答えいたします。農地をそのまま転用せずに太陽光パネルを設置した例は把握しておりますが、農地転用をして太陽光パネルを設置した例は把握しておりません。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） ちょっと意外なお答えなんですけども、農地転用して太陽光パネルを設置した例はないという答弁が返ってくるんじゃないかと思っていたんですけど、把握されていないというのは、ちょっと意外なご答弁なので、実態はどうなっているのか、早急につかんでいただきたいと思います。

森林法とか農地法にかかわるものの場合、そういった把握がされるわけですけども、今、市街地に、平坦な土地に、地面設置型の太陽光発電施設が急速に設置されております。しかし、これが例えば都市開発法か都市計画法のどちらか、あるいは建築基準法、そういった法令に基づいて対応するのはごく限られていると思うんです。開発行為が伴っているかどうかとか、あるいは屋根の建材として一体で使用される場合も太陽光発電であって、地上に設置されるものには、建築基準法適用外になっているんじゃないかと思うんですけど、そういう点で、2つの都市計画法と建築基準法が、この太陽光発電施設とのかかわりで、どの程度対応しているのかお伺いしたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。ご質問の趣旨が太陽光パネルを既存の建物に乗せて新たにやる場合を指しているのか、それとも土地開発をして太陽光パネル、その施設をやるのかということがちょっとわからなかったんですが、先ほど来、林地開発と宅地開発の違いというのは述べてきたと思うんですが、都市計画法にかかわるものは、宅地開発を伴いますので、ただ太陽光パネルを敷いて発電施設をつくるということであれば、都市計画法はかからない、家を建てないものであれば、都市計画法の適用にはなりづらいと思っています。

太陽光施設、今回、林地にやったものを市街地にやった場合はどうかというご質問だと思うんですが、勝浦市の場合は、線引きをされていませんで、通常の宅地開発であれば、面積に応じて、1,000平米を超えるものについて、勝浦市宅地開発等指導要綱がありますし、また、宅地開発であれば、県のほうの条例なり、また面積が1ヘクタールを超えれば都市計画法なりの適用を受けて、その中で指導なり開発計画が審議されていくものであります。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 次に、猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 今、太陽光発電について、いろいろ関係課長から答弁をいたしましたけれども、この太陽光発電につきましては、その事業者が自分の権限の土地、自分の所有地、または他人から賃借した土地、これについて自由に太陽光発電をすることができる。ただし、やる時には、経済産業省なり東京電力の認証といいますか、了解を得るということが原則です。

ただ、その規模が大小いろいろあると思います。小さな太陽光発電もあるし、今回質問されている大規模な太陽光発電、いろいろあると思います。これについては、それぞれの事業をやるときの区域において、例えば一つは都市計画法、森林法、例えば農地の上にやる場合には農地法、こういうのがかかるだけであって、これについて、一つ一つ事業をやるときにどうい

制限があるとかじゃなくて、原則、あくまでも事業者が自由にこの太陽光発電をやることのできるというのが原則であります。だから、そういうような後の規制をクリアするだけでありまして、太陽光発電をするときに環境にどうのとか、傾斜地にどうのとかって、これはそれぞれの制限を受けるだけなんです。自由に太陽光発電をすることができる。だから、うちのほうでは、特にこういうのは一々認知をしていませんから、これは東京電力だとか経済産業省、そういうところで了解をしているところであります。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 私は実態を明らかにしたいと思って質問しているわけなので、続けられますけれども、都市計画法で開発許可の対象とした太陽光発電施設というのは、今現在、勝浦市の中にはないと理解してよろしいですか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。そのように思っております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 非常に急速に太陽光発電施設が普及しているんですけれども、市としては実態を掌握し切れていない、現状がどうなっているかを掌握し切れていないという実情があると思うんです。その土地の有効活用ということで、土地の持ち主がそういった施設をつくるということは自由にやられていいということを市長が言われたんで、そのとおりなんですけれども、市が、今現在、勝浦市の中に太陽光発電施設がどのように整備されておって、今後どうなっていくのかという見通しを持てない状況にあるというのは事実として、これを私は、少なくとも現状と今後の見通しについて、市が状況を把握している必要があるんじゃないかというふうに考えるんです。現に、まだないかもしれないんですけれども、今、施設がつくられてから一、二年とかそういう年月ですから、まだ何か影響というのはあらわれていないかもしれないんですが、生活環境課のほうに苦情とかトラブルとか、そういった報告が入っていないかどうか、それを伺いたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。長田生活環境課長。

○生活環境課長（長田 悟君） お答えいたします。そういう太陽光発電にかかわります苦情等につきましては、現在のところ入っておりません。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 何もこの太陽光発電を制限するということで申し上げているわけじゃなくて、一層普及が広がっていくためには、ブレーキがかからないような、そういう仕組みというか、それを促進できる仕組みとしては、市がそういうことを把握しながら、問題点があれば、それに対する手を打てるような手だてを講じる必要があるのではないかと思います。これは勝浦市という範囲だけでできることではない、もっと広域的な問題ではあると思いますので、県とも十分連携をとりながら、ガイドラインをつくっている県もあちこち生まれてきておりますけれども、これは何か問題が起こったから対応しているわけであって、私は、今後大きな普及を、地域や環境と調和を持ちながら進めていく上でも地方自治体の関与というのは、制限をかける関与じゃなくて、トラブルや何かを未然に防ぐようなそういった関与の仕方が望ましいんじゃないかと思いますので、大いに県との連携もとっていただきながら、勝浦市独自としてされることがあれば、ぜひやっていくことを検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょう

か。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。長田生活環境課長。

○生活環境課長（長田 悟君） 今、議員が話されたように、実は平成27年11月に山梨県で「太陽光発電施設の適正導入に関するガイドライン」というものをつくっております。この目的としては、「本県では、事業用の太陽光発電施設の立地に当たり、立地を避けるべきエリア等とともに、必要な手続や遵守すべき事項を示すことにより、地域と調和した太陽光発電の適正な導入を図るため、このガイドラインを策定する」というものでございます。この目的の中を見ても、立地を避けるエリアということがありまして、富士山北麓世界遺産景観保全地区というところがございます。ですから、山梨県等につきましては、そういう世界遺産がありますので規制をしていくというような県の考えでございます。

先ほどから農地法とか都市計画法、これの許可につきましては、大体県のほうが許可をすることですので、山梨県につきましても、県のほうでガイドラインをつくったということで考えております。そのほかに、平成28年3月につきましては、高知県のほうで同様な形で「太陽光発電施設の設置・運営等に関するガイドライン」をつくっているということでございますので、千葉県の方の動向、市長の答弁のように、県、対市町村を注視していくという答弁がございましたので、そのような形で進めていくと考えています。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） あと、経済産業省が認可の権限を持っています、勝浦市においても申請があつて認可をした施設についても、どこにどういう施設ということを把握していると思うんで、そういったところとの情報共有も図れるかどうか、ぜひ検討していただきたいと思います。

次の生活保護の開始数の激減につきまして質問を進めたいんですが、平成27年度に3分の1に開始数が減ったということで、その原因を、生活困窮者自立支援法の施行によって、開始数が減少する要因になったという趣旨の答弁がありましたけれども、これを詳しくご説明願いたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） お答えいたします。市長の答弁のほうからは、おっしゃられております自立支援法の関係と、相談件数等が減少しておりますので、生活困窮者のほうが減ったという2点を挙げさせていただいております。こちらの自立支援法の関係で、なぜ減ったかということでございますけれども、生活保護に関しましては、まず、最低限の生活を営めなくなるということで生活保護の申請をされてくるわけでございますけれども、その前に、何か事前の手ではないかということで発足している自立支援法でございますけれども、その前の段階で、こちらの今回、夷隅ひなたというところに委託をしておりますけれども、相談に行かれていますということで、相談件数のほうも減っているということになります。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 相談件数が減ったから開始数も減ったんだということをおっしゃいましたけれども、平成26年度はたしか91件あつて、平成27年度の61件の相談件数ですから、相談件数が3分の2に減ったというのは事実ですけれども、その前の年を見ますと、65件、62件、53件ですから、平成27年度の61件というのは際立って相談が減ったということではないんじゃないかと思うんです。ところが、生活保護申請は8件にとどまりましたので、それ以前から比べれば

3分の1以下になっているということだろうと思うんです。昨年度、自立支援のひなたの努力によって就労に至ったケースが3件あったということなんですけど、3件の方、就労ができなかった場合、生活保護の対象だったのかどうかというと、果たしてそうだったんでしょうか。この方々が就労できたから生活保護の開始数が減ったというようなことが言えるんでしょうか、それを伺いたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） お答えいたします。ひなたのほうでご相談されて、3件の方が就労につかれております。これについては、当然、ご本人のほうも自立したいというご希望もあるということで就労に至ったということで考えておりますけれども、もしもそこで就労の手だてがない、またほかに尽くす手だてもないということであれば、ひなたのほうで逆に勝浦市役所の福祉課に見えまして、生活保護の申請を支援するような形で、その方と一緒に手続をとるというような形になると思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 夷隅ひなたというのは大原の郵便局の前にその事務所があるわけですし、勝浦とちょっと離れた場所に事務所を持って活動されているわけで、今、そこに委託をしてやってもらっている、いろいろ支援してもらっているということ。具体的にどういう支援を受けているのか、お尋ねしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） お答えいたします。若干、市長答弁でもございましたけれども、ハローワークのほうに同行いたしまして、いろいろご相談申し上げることですとか、その同行するスケジュールの作成ですとか、あと障害者の方の場合につきましては、障害者年金受給のための相談の立ち合いのスケジュールなど、そのようなものを一緒に立てるというようなことでございます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） そのほか、ここではフードバンクといいまして、賞味期限が迫っているような食品を、企業から譲り受けて、それを生活困窮者の方々の食料を支援するということでお届けしたりしているという、そういう活動もされていると伺いましたけれども、非常に涙ぐましい生活のサポートを、生活困窮されている方々に対してやっていただいていると。勝浦からその事務所に訪ねなくても、事務所の方が勝浦まで出向いて支援をしてくださっているということも聞きましたけれども、そういった非常に丁寧な丁寧な、根気強い支援をしながら、フードバンクとしての食料支援をしながら、信頼関係を築きながら就労に至るようなサポートをしているというような努力が重ねられているというふうに思うんです。だから、1回のサポートで終わっているわけじゃなくて、継続的なサポートがされているというのが、この夷隅ひなたによる支援だろうと思うんです。

ところが、ここの支援をしている方々の中で、結局生活保護を申請し開始せざるを得なくなった事例が数件出ているということなわけですけれども、そのことをどう考えるかということで、私は、保護を必要とする方への的確、迅速な適用が必要だと思うんですけれども、そのことをおくらせる、生活保護がスムーズに、そこに至る道が塞がれているといいますか、遠のいている、そういうふうに思う面があるんですけれども、こういった結局生活保護開始にならざる

を得なかった事例が出ていることをどう考えるか伺いたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） お答えいたします。まず、こちらのひなたのほうにおきまして、ご本人の意思が自立したいというお気持ちで行かれて、いろいろな方策をやってみても、どうしてもやっぱり生活保護になってしまったということだと思いますけども、そのようなことにつきましては、最終的には生活保護ということでしたし方ないのではないかというふうには思いますけども、ただ、支援でひなたに行ったことにつきましては、ご本人の努力とか、そういうお気持ちがありますので、それについては決して無駄なことではないと、そういうふうに思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 平成27年度から、それ以前までは、毎年15件以上の生活保護開始がなされていたものが5件に、3分の1に減じたということであります。その要因を深く考える必要があると思うんです。時あたかも平成27年4月1日からは、改正生活保護法が施行されておりまして、生活保護申請が書面によるものであるとか、扶養義務が強化されたとか、いろんな改正点がございました。その一方で、新しい法として、生活困窮者自立支援法も4月1日をもって施行されているわけです。だから、生活保護法本法と、生活困窮者自立支援法、この両者が4月1日をもって新たにスタートしているわけなので、それを機に開始数が減少したということですので、他法・他施策優先という原則は、もちろんあるわけですし、これに基づいてやる必要があるわけですが、しかし、これはいたずらに生活保護申請をおくらせたり遠ざけたり申請をやりにくくすることになってはならないものだと思うんです。だから、保護を必要とする方へは的確で迅速な適用がなされるよう、厳格な運用が必要だと思いますので、そのことを申し上げて、次の第3点の質問に移りたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 藤本議員に申し上げます。質問の途中でありますが、午前11時15分まで休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（寺尾重雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） では、3点目の学校給食調理業務の民間委託について、質問させてもらいますが、教育の一環としての学校給食の実践なんですけども、今、誰がどんなような内容でやっておられるのか、担い手が誰、どういう担い手がどんな内容のことを教育の一環としてやっておられるか、具体的に説明していただきたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答えいたします。給食・食育指導につきましては、この指導は主に学級担任、栄養教諭、栄養職員等の指導によるものでございます。そういった方々が学級に入り、または学級活動、また食育・給食指導という形で児童・生徒への指導を行っております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

- 1番（藤本 治君） 給食センターの栄養士なり調理員はどういう役割を果たしておられるのか伺いたと思います。
- 議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込教育課長。
- 教育課長（軽込貫一君） お答えいたします。食に関する指導ということで市の職員のかかわりということでございますが、市の職員といたしましては、市の栄養職員が学校のほうに出向いて、また栄養教諭もおりますので、一緒に学校のほうで食、給食の指導を行っているところでございます。調理員につきましては、特に学校のほうに行って子どもたちに直接指導、そういったことは特にはないというふうに認識しております。以上でございます。
- 議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。
- 1番（藤本 治君） センター方式になって運営されておりますので、自校方式とは違って調理員が直接出向くというのはなくなってしまっているのかもしれませんが、調理員も、本来であれば、教育の一環として学校給食の担い手として児童に対して教育の指導に携わるべき位置にあるんだろうと思うんです。現在、栄養士と調理員一体で日々の学校給食が提供されているわけなんですけれども、これを民間委託する目的というのが、どうも経費とか効率とか、そういった面が答弁では中心になっているように思うんですけれども、教育の一環としての学校給食を全うする上ではそのことを障害するものだと思うんですよ。栄養士と調理員が一体となって日々の学校給食を提供していくことを損なうのが民間委託ではないかと思うんですけれども、民間委託を行う理由と目的について、そういった根本的なところでそこがあると思うんですが、あえてこういうことをする理由や目的を改めてお伺いしたいと思います。
- 議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込教育課長。
- 教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。先ほど教育長答弁にもございました給食のより一層の充実、効率・効果的な運営を図るということで、民間委託を検討しているところでございますが、この民間委託することによって、教育の一環であるこういった給食指導等にそぐわないというふうなお話が今ございましたが、先ほどからお話しさせていただいておりますように、今回の業務委託につきましては、調理業務についての委託でございます。学校の給食指導、食育指導は、先ほどもお話しいたしましたように、学校の職員、担任、また市の栄養職員等が指導しているものでございます。したがって、調理業務を民間委託することによって、教育の一環としての給食指導に影響を与えるものではないというふうに認識しております。以上でございます。
- 議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。
- 1番（藤本 治君） そこは大いに異論のあるところなんです、とりあえずほかの問題に移りますが、これは11月に業者を決定したいということなんですけれども、指定管理者としての指定をお考えになっていらっしゃるのでしょうか。これは議会に対してはどういう手続をとって、こういった民間委託を実行されようと、議会に対しては何か諮る、そういった条例なり指定管理者の業者指定とか、そういったことが、この11月前後に議会に対して諮られるものなのでしょうか。それを確認したいと思います。
- 議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込教育課長。
- 教育課長（軽込貫一君） お答えいたします。今回の内容につきましては、調理の業務の部分のみについて委託をするという内容でございます。したがって、こちらのほうでは、今後業者

の募集であったり、審査を行い、業者を決定し、その内容につきまして報告をさせていただくというふうなことで考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 児童・生徒や保護者との関係なんですけれども、児童・生徒、保護者に対しては、その声をどう集め、反映するかということでお尋ねしたいんですけども、決まってからこういう変えますという通知の仕方をまさかお考えになってないと思うのですけれども、どういうふうな事前の児童・生徒や保護者との関係でこういった方向に転換をするんだということを周知し、その意見を集めようとされているか、伺いたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。今回、調理業務委託ということでございますけれども、この調理業務を委託することによって、他の部分につきましては、例えば献立の作成であったり、栄養管理であったり、食材の調達であったり、そういったものは従来どおり市のほうで実施をいたします。そういう予定でございます。ですので、この調理業務を委託することによって、生徒、保護者に大きな影響を与えるものではないというふうに考えております。ただ、現在も給食のいろいろなご意見を、声を聞くということで、連絡ノートというものを学校と給食センター、そちらのほうで交わしております。そういった声を日々の業務に反映させていただいているところでございます。ですので、今のところ生徒、保護者、事前の声を聞くということは現在考えておりません。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 市当局のほうで準備、検討して考えて、一方的に実施するという感じなんですけれども、在職中の調理員の処遇について確認したいんですが、正規職員の方々と臨時職員の方々、いらっしゃると思うのです。たしか5人と10人ぐらいいらっしゃると思うのですけれども、どのような対応がそれぞれに対してなされるのか。調理業務を引き続きぜひやりたいというご希望を持ってらっしゃる方にはどう対応されるのか伺いたい。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） 私のほうから調理員の処遇についてお答えをいたします。今現在、給食センターのほうの調理員が正規職員5名になっています。臨時職員が10名でございます。臨時職員につきましては、業者が決まれば、なるべくその業者のほうで働けるように、一応業者には進めていきたいと考えております。

正規職員ですけれども、5名の調理員、そしてその他の調理員としまして、3つの保育所にそれぞれ1人ずつ調理員がおります。職名的には調理員です。ですから調理員は全部で8名おります。保育所の調理員につきましては、今後もおやつ等も作成しておりますので、一応残す予定でおります。そうしますと、8人のうち調理業務に従事する方が3名となりますので、これから職員とも話し合いまして、調理を希望するという職員がいましたら、なるべく保育所のほうで調理員に従事できるようにしたいとは考えておりますけれども、3人の定員のところに全員が調理業務をしたいということになりますと、実際には配置上困難になりますので、そういった職員につきましては、技能労務職でも対応できる他の職場への配置がえで対応したいと考えております。これにつきましては、先ほど教育長答弁でもありましたように、十分話をしながら配置がえをしていきたいと考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 調理業務を希望される方々が辞職を強要されるようなことがあってはなりませんので、そういうことにならないように対応すべきだと思うんですが、まず何よりこの業務委託そのものを中止すればいいと思うので、その点を次のことで伺いたいと思います。

その前に災害時の炊き出しについて伺いたいんですけども、この契約に含めると言いましても、災害時ですから、極めて混乱した状態にあるという中にあって、これが見込めるのかどうかですね。私、市の職員だからこそ、災害時に炊き出し等の最前線の救援活動が給食センターを拠点にしてなせる、その担い手が現在いる調理員の皆さんを含めて担えるという、そういう体制だと理解しているんですけども、一体そういうことを契約に盛り込むことができるんでしょうか、ちょっと不安を感じるんですけども、いかがですか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。災害時の炊き出しについてでございますが、今後の正式な契約等行うときに、考えていることといたしましては、大規模災害が発生した場合に救援作業等に可能な限り協力していただくというふうな内容を盛り込むということで考えております。ただ、大規模災害が発生した場合には、その規模によっていろんな想定が考えられます。そういった場合には、今度は市全体でまたボランティア等活用した活動が必要になってくるのかなと思いますが、業者との契約の段階で、できる限りそういった協力をいただけるような内容にしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 災害時の炊き出しは給食センターが担えるという根本的な、設備があるから担えるんじゃないかと、そういう担い手がいるから担えるんだと思うのです。そういう点では代替えがきくというように簡単に考えてしまうと、とんでもないんじゃないかなと思いますけれども、本題である業務委託そのものについて質問していきたいと思うのですけれども、職業安定法第44条というのが、労働者教育事業というものを禁止しております。いわゆる人貸し業を禁ずる。ピンはねして労働者を供給して、そこからピンはねしてはならないという職業安定法ですよ。そういうものなんですけども、今回やられようとしているのは、給食センターという施設があり、器材がそろっており、食材も市が購入したものがあつた。そこによそから労働者が招き入れられて、調理を行う。そして給食が完成すると、こういう業務を委託しようというわけなんですけれども、職業安定法ではこうなっているんですよ。何人も供給される労働者をみずからの指揮命令のもとに労働させてはならないという条文なんです。だからそういう施設によそから労働者を招き入れて、直接、指揮命令のもとに労働させてはならないというのが職業安定法44条ですので、指揮命令の実態がどうなるかで、偽装請負になるか、あるいは丸投げになるか、どちらかにならざるを得ない、そういう本質を持っているわけです。ですから、栄養士と調理員との協力や連携を不可能にする、そういった職場環境なんです。ですから、可能にしようとするれば、それこそ職業安定法違反だし、栄養士と調理員との協力、連携が不可能だ、だからやらないということになれば、丸投げになってしまうということなんです。そういう点でこれは全くなじまない。現状の学校給食を提供している給食センターの今の業務の中には、民間委託、調理業務民間委託というのはなじまないと断ぜざるを得ないわけなんですけども、いかがでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。今回の調理業務の委託につきましては、委託業者につきましては、調理場に、いわゆる給食センターに業務責任者を置きます。そして業務全体の指揮及び統括を行うとともに、調理場の市職員、また栄養職員等との連絡調整を行う。そういった業務責任者を置くということになるかと思えます。したがって、日常的、一般的な調理遂行の指示等を業者の業務責任者と打ち合わせ、協議することによって行うことには問題がないというふうに認識しております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 業者の管理監督者を介して調理員等の指揮命令環境をつくるということなんですけれども、法律の網の目をくぐって上手にやりますということかもしれませんけれども、そうではなくて、本質的に給食センターという器材があり、食材も市が整えたものがある。そこに労働者が来て、調理をするわけですから、どう見たって、客観的には労働者が派遣されてきた職場なんです。だれが指揮命令するかが職業安定法違反かどうかということのかなめになるわけです。だから、市の職員である栄養士が直接指揮命令すれば、法律違反です。ある相手の会社の管理監督者を介してやるとなると、開始する場合に、口移しで指揮すべき内容が伝えられていくのであれば、正式上は管理監督者が相手の会社の方であったとしても、実質的には栄養士が直接指揮命令しているのと変わらないものというのが現実には生まれるわけで、そういう点では法違反を犯したその責任、栄養士側の責任は放棄して丸投げしちゃうか、どっちなか選択の余地がないと思うのです。丸投げにしますということなのか、相手会社側の指揮監督者と連絡調整すれば、意思が100%下がるんですということなのか、どうやってそれが保障されるのか、それをどう考えているのか伺いたい。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） これにつきましては先ほどもお話ししましたが、業務責任者との打ち合わせにより、また、調理の仕様書等に基づいて調理業務を行っていただくと。そしてこの調理業務については、業者のほうで責任を持って行っていただくという内容でございますので、責任の丸投げというふうな考えもございません。先ほどもお話しさせていただきました献立の作成であったり、調達などについては市の職員が今後も行っています。また事故等が発生した場合におきましては、まず市が責任を持って対応していきます。当然、業者等に起因する事故等が発生した場合には、迅速かつ適正な対応をしていただきますので、責任の丸投げというふうな考えはございません。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） いずれにしても、これは紙一重だと思います。法令違反になるかどうかはね。ところによっては労働局が入って、それをやめさせた例も全国にありますので、今回のケース、どういうふうになるのかは、厳密に監視していくべきものだと思います。

最後の4点目の中学校統合に向けまして、昨日も一般質問でこの問題が取り上げられておりますので、何点かに絞ってお伺いしますが、9つくられる作業部会で、校長の部会で制服を検討するということなんですけれども、校長が検討するだけで、生徒や保護者は検討の場には入っていないのでしょうか。費用をどうするのかということで、結局、新しい29年の新入生から切りかえていくのであって、2年、3年生は従来のままの制服を着用させるということなんでは

うか。それを校長が決めて、10月に説明会で保護者たちに徹底していくという、そういうスケジュールをお考えなのでしょうか。生徒、保護者の意向をどう反映するつもりなのか伺いたい。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。まず、制服等につきましては、昨日の質問にもございましたが、まず校長部会で話し合っていていただく。話し合っていた内容につきましては、統合準備委員会には学校の職員もおりますし、PTAの中学校、会長、副会長等、PTA役員が全て入っております。そこで話し合っていて、最終的に決定するものでございますので、学校の校長だけが決定するものではないというふうに認識しております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） あと、バスの件では、ミレーニア発の路線バスの増便時間帯変更を検討中だったんですが、実際問題、ミレーニア在住の生徒たちのニーズを把握されているのかどうか、それをもってバス業者と折衝する必要があるんじゃないかと思うんですね。

あと、上野地区のスクールバスは、路線バス化できるかどうかを検討中ということなんですけれども、路線バスにできるかできないかが決まってから、できなかった場合にスクールバスを走らせるということで、そこから新たにスクールバスについて検討を始めるということなんでしょうか。今同時にやっていくような運び方もあろうかと思えますけれども、どういうふうな検討の手順を考えておられるのか。そして、自転車については、その使用することもできるという対応の仕方をされているんですけども、スクールバスが走るようなところにおいては、雨天のときもありますので、歩いてバスに乗れるところに停留所を設けるべきだと思うんですね。そういう点では自転車の使用については、極力上野地区等についてはしなくていいようなバスの走らせ方を検討すべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） まず、ミレーニア等のバスの運行についてのご質問であります。これについては、こちらで把握している統合時のミレーニアの児童・生徒数、興津地区、守谷地区、鶴原、吉尾の子どもたちの数は把握しておりますが、ただ、その生徒たちが実際にバスを使うのか、電車を利用するのか、どういう形になるかというのは、まだそこまでニーズ調査は行っておりません。ニーズ調査は行っておりませんが、バスを利用して学校に登下校ができるように、その時間帯のバスを走らせていただけるように、今小湊バスのほうと協議をしております。現在のところ、できる限りニーズに近い形で運行ができるように努力しますということで、今小湊バスのほうで細かい調整をさせていただいているところでございます。

それから、上野方面のお話でございますが、当初、スクールバスということで考えていたんですが、このバスの増便の話をしたときに、上野方面についても、今路線バスが走っていないけれども、その路線バス化も対応が可能であることが考えられると。正式決定ははっきりしたお答えはできないけれども、そういった方向で今検討させていただくということでありますので、こちらは業者のほうのお話を今待っている状況でございます。

また、バス停につきまして、自転車を使わずに、近くに歩いていけるというご意見であります。確かに近くから乗れば当然それにこしたことはございません。ただバス停を多くすれば、今度は最初に乗る子どもたちの時間が当然早くなります。そういうことによって負担が逆

に大きくなる家庭、生徒もいるわけでありますので、そういったことも考えて、バス停を数多く細かく設定するというのはどうかなというふうに思うところでございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 決定の場合は、統合準備委員会であって、PTA代表と学校代表が9人ずついる場だということなんですけれども、制服についても何についても、そこに提案されて、PTAの代表も提案されたことを承認するかしないかという形で決定にかかわるわけですね。そういうことでは、それこそ決定に至る前の意見交換とか意見集約とか、そういうことが非常に大事だろうと思うし、制服というような生徒にとって一番身近な問題を提案する側が校長先生だけで、保護者の代表も入ってないというような場で提案内容を検討するというのは、どう考えてもおかしいと思うんです。説明会というのは、いよいよもって決定を徹底するような場になってしまうわけなんで、それが10月、12月に開かれるというときまで、いろんな意見があろうと思われまうけれども、それらを集約し、意見を交換し合って、それらを決定すべき内容に反映していくという、そういう手続こそが求められると思うんですね。だから、生徒、保護者全員を対象にしたアンケートなどは適宜行うべきものだと思うんです。そして、そこに自由に記載できる欄がぜひとも必要だと思うのです。それぞれ思いを全部吸収して、それに対して丁寧に答えていくという対応が求められると思うんですけれども、そういう対応をぜひとっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） 話し合い内容が一方的に決められるというような認識を持たれているように感じ取れたところでございますが、統合準備委員会というのがございますので、統合準備委員会は何度も開催されます。そこで話し合われた内容を各PTAのほうで保護者のほうにおろしていただく。今現在こういう話し合いが行われていますよ、そういったことを学校で保護者の方におろしていただく。そういうことによって、今話し合われている内容を保護者皆さんに理解していただく、それが大切なことだと思っております。

また制服につきましても、校長部会のほうで話し合いを行うというところでやっておりますけれども、事前に生徒の声を聞いて、こういった制服でどうだろうかというふうな形で事前に生徒の声を聞くことも今検討されているところでございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） これをもって藤本治議員の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（寺尾重雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、鈴木克己議員の登壇を許します。鈴木克己議員。

〔6番 鈴木克己君登壇〕

○6番（鈴木克己君） 会派新創かつうらの鈴木でございます。予定している質問時間は1時間15分です。よろしくお願いいたします。

今回は大きく2点です。2点とも以前に関連した質問を行っており、その事項の進捗状況の

確認と今後の対応についてであります。

まずは大きな1点目として、地籍調査について質問いたします。地籍調査については、2年前の平成26年6月議会で一般質問させていただきました。勝浦市における地籍調査の必要性和今後の対応についての質問に対し、当時、市長答弁では、勝浦市内の土地の状況は、現況と公図の不一致のところが多く、土地に関する情報は正確なものではないと考えられることから、地籍調査の必要性は重要であると認識しているとしています。

調査への着手については、これまでも着手に対する機運はあったが、人件費などの面からできなかったが、法改正により包括委託による民間法人への調査委託が可能となったことから、前向きに調査研究を行い、事業に着手したいとのことであります。

また、昨年の市長2期目の立候補の選挙公約に、この地籍調査事業を実施するとの内容が記載されています。

ご承知のとおり地籍調査は、国土調査法に基づき、市が主体となって一筆ごとの土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地籍に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成するを言います。

地籍調査により作成された地籍簿と地籍図は、その写しが登記所に送付され、登記所において地籍簿をもとに土地登記簿が書き改められ、地籍図が不動産登記法第14条の地図として備えられます。

この調査に必要な市の経費負担は4分の1であり、さらにその80%が特別交付税措置となっているため、実質的な負担は5%で事業が実施でき、土地所有者の金銭的な負担はありません。

さきの東日本大震災において、岩手県、宮城県では地籍調査の進捗率がともに80%を超えていたため、調査済みの地域では、その後の災害復旧、復興に対し、その成果が大いに発揮され、未着手地域との比較においては、復興、復旧に係る時間、手間、費用に大きな差が出たことが実証されています。

この地籍調査は、調査を開始してから完了まで2年や3年でできるものではなく、勝浦市域全体を考えれば、20年から30年、さらにはそれよりといった長い年月を要します。

具体的に補助金を活用した事業着手のためには、調査を行うための事前計画の策定が必要であり、それだけでも2年は要すると県の担当者から伺いました。

次世代に正確な地籍情報を継承するためにも、まずは事前調査への取り組みに着手することが必要であると思うことから、次の点について伺います。

1点目として、地籍調査についての市としての考え方をお伺いします。

次に、2点目として、これまでの地籍調査に対する検討内容はどのようなものであったか、伺います。

3点目に、本年度、勝浦市においては、国の直轄による都市部官民境界基本調査が行われると聞いていますが、その調査内容と、市が実施する地籍調査との関係について伺います。

次に、大きな2点目として、勝浦市地域防災計画について伺います。平成23年3月に発生した東日本大震災から5年、そして今年の4月14日及び16日には熊本地方を中心としたマグニチュード6.5最大震度7という大規模な地震の発生があり、多くの方が犠牲となっています。犠牲となられました方々に対し、ご冥福をお祈りいたしますとともに、被災されました多くの方、地域の日でも早い復興を願うところであります。

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災、平成16年10月23日の新潟中越地震、平成23年3月11日の東日本大震災、そして熊本地震と、ここ20年間で特定非常災害に指定された地震が4回発生しています。

いつ大規模な地震が起こるかの予想は非常に困難ですが、5月19日に、千葉県地震被害想定調査結果として、私たちの生活するこの千葉県、この地域で発生が危惧されている地震として、千葉県北西部直下地震、マグニチュード7.3、最大震度6強、房総半島東方沖日本海溝沿い地震、マグニチュード8.2、最大津波は銚子市8.8メートル、勝浦市では7.2メートルとの地震想定が発表されました。

行政の地域における地震や津波、自然災害対策全般に対応する基本計画である勝浦市地域防災計画は、昭和48年に策定されて以来、昭和56年、平成4年、平成14年の修正を経て、平成25年3月に東日本大震災の教訓をもとに大幅な修正が行われ、平成27年度に災害対策基本法改正に基づく修正、県計画や市の防災施策に基づく修正等、多岐にわたり修正が行われております。

防災計画で定めるべき事項には、行政並びに関係機関が実施すべき事務・事業の大綱、防災施設の新設や改良、防災のための調査研究、教育、訓練、災害予防、情報収集、伝達、災害予報、警報の発令・伝達・避難・消防・救難救助・衛生に関する事項など、多岐にわたっております。

この防災計画は、市ホームページで公表されているものの、全てのことについて市民への周知は困難ですが、市民のとりべき災害時における行動についての啓蒙は必要であると思います。

勝浦市においては、これまでの教訓から、地震等の大規模災害からまずは命を守ることを優先とした対応として、学校施設の耐震化、保育所の高台移転、津波避難路の整備等、早急に進めるべき対策に重点を置き、ハード面での対策に対しスピード感のある対策が図られてきております。

また、市民や地域自主防災組織を対象とした防災訓練等は積極的に行われていると思いますが、さらに防災計画を基本とした市民のとりべき行動について広く周知することが求められます。

このようなことから、特に地震、津波災害から市民自身が命を守るための行動についての積極的な啓蒙活動を求めるものでありますが、見解を伺います。

次に、これまでの災害時において、災害弱者とも言える要援護者への対応は、平成22年3月に策定した「勝浦市要援護者避難支援計画」に基づいて対応されているものと思いますが、27年度の防災計画修正により、新たに要援護者を要配慮者として、防災計画に「要配慮者等対策計画」としてその対応が明記されたことから、以下の点についてお伺いします。

1点目として、平成22年3月に策定した「勝浦市要援護者避難支援計画」に基づき、これまで行われてきた対応について具体的に示していただきたい。

2点目として、避難支援プランの作成が行われているものと思いますが、関係団体等への対応はどのように行われているのか、お伺いします。

最後に3点目として、登録された避難行動要支援者は常に変動があるものと思います。有事の際の避難誘導に際し迅速に対応するためには、最新の情報共有が必要であり、対応する行政区、自主防災組織や福祉関係団体との調整が速やかに行われることが望まれますが、その状況

についてお伺いします。

以上で、登壇による1回目の質問を終わります。

○議長（寺尾重雄君） 市長から答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいまの鈴木議員の一般質問に対しお答え申し上げます。

初めに、地籍調査について申し上げます。

1点目の地籍調査に対する本市の考えについてであります。議員ご承知のとおり、地籍調査は土地をめぐる行政活動、経済活動などの基礎データを築く重要なものであり、また、この着手がおくれてしまうと、土地境界の調査に必要な人証や物証が失われ、調査が困難になることが予想されるため、できるだけ早期の着手が望まれるものと考えております。

2点目のこれまでの検討内容についてであります。地籍調査の重要性は先ほど述べたとおりであり、平成26年度に県へ作業手順について相談に行き、事業実施に向け準備をしてきたものであります。しかしながら、本事業は長期にわたる多大な事業費や人件費を伴うため、市全体の事業を考慮したときに、これまで予算措置が困難であったものであります。

3点目の「都市部官民境界基本調査」の内容と地籍調査との関係についてであります。本調査は、人口集中地域や中心市街地において、官民境界に係る測量等を行なうものであり、平成22年度から地籍調査の進捗を促すことを目的として全国で行なわれてきており、全額国費により実施されるものであります。

千葉県内では、千葉市、習志野市、館山市など13市町村が既に実施しており、本市においても勝浦、浜勝浦、出水、墨名地区の一部を対象として昨年度要望し、本年度に実施していただける予定となっております。

本調査により境界が確定されるものではありませんが、資料収集や基準点の設置、道路付近の地形測量等が行なわれ、官民境界情報が整理されるため、地籍調査に係る市のコスト及び作業が軽減されるものと考えます。

なお、これらを踏まえ、今後、地籍調査の早期着手に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に、勝浦市地域防災計画について申し上げます。

1点目の防災計画を基本とした、市民が自身の命を守るためにとるべき行動についての積極的な啓蒙活動についてであります。各種災害に対応した、防災対策につきましては、平成20年に各家庭に配布いたしました、「勝浦市防災ブック」が市民への防災の基本対策であり、また、「広報かつうら」で、平成25年2月より、その時々の方災メモとして防災歳時記のような防災時記を毎月広報で周知をしてまいりました。特に津波等につきましては、ハザードマップ等をお配りしておりますので、各家庭で、災害が起きたときにどこまでの被害が起きるのか、また、いざというときの逃げるところはどこなのか、こういうものを各家庭で議論していただければということでお配りしておりますけれども、今後について講習であるとか、訓練時にこういう防災ブックを利用した内容を充実してまいりたいと考えております。

次に、要援護者・要支援者関連について申し上げます。

1点目の平成23年3月に策定した「勝浦市要援護者避難支援計画」の具体的な対応についてであります。本計画につきましては、災害発生時における災害時要援護者への支援を適切かつ円

滑に実施するため、その基本的な考え方や進め方を明らかにし、情報伝達体制や避難支援体制の整備等、地域の安心・安全体制を強化することを目的としております。

内容的には、避難支援プランの対象者、要援護者情報の収集・共有の方法、避難支援体制など10項目から構成されており、最終項目に「避難支援プラン・個別計画を策定する」となっております。

このようなことから、本支援計画に基づく具体的な対応としましては、平成24年度に、緊急雇用創出事業を活用し、「災害時要援護者避難支援プラン」を作成しているところでございます。

2点目の避難支援プランの関係団体への対応についてであります。本計画の中に、「災害時に要援護者に対する的確な支援を行うため、要援護者に関する情報を把握し、その情報を勝浦市個人情報保護条例の遵守のもと、関係者間で共有し、…うんぬん…」と示されております。

このことから、策定しました「災害時要援護者避難支援プラン・地区別災害時要援護者台帳」を、平成25年9月に、各市政協力員及び民生委員に対して配布しております。

なお、台帳の内容につきましては、要援護者一覧表、要援護者の住まいを示す住宅地図及び要援護者の非難支援プラン・個別計画となっており、特に災害時における安否確認等においては、重要な情報・資料になると考えております。

3点目の有事の際に対応するための最新情報の共有と、関係団体との調整についてであります。現在、市と関係団体で所有する要援護者台帳につきましては、平成25年3月に作成したもので、一部古くなっていることから、昨年度に修正・見直しを行いました勝浦市地域防災計画の、第7節「要配慮者等対策計画」に基づきまして、避難行動要支援システムバージョンアップ業務委託を、今年9月に実施する予定としております。

本業務委託におきまして、ひとり暮らしの高齢者等や介護保険要介護3以上の方、障害者の方など要配慮者の最新の名簿作成や住宅地図データ変換など、更新・策定する予定でございます。

策定完了後には、避難行動要支援者の同意を得た上で、避難支援等関係者の消防機関、警察署、民生委員、自主防災組織等に名簿情報を提供し、共有することについて全庁的な検討を実施する予定です。

また、名簿等の定期的な修正をするなど、現状把握に努める必要があると考えております。

以上で、鈴木議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 市長からご答弁いただきまして、ありがとうございました。まず、今回2点、いずれも2年前と4年前、この質問をさせていただいております。それから2年、さらに4年の年数がたっている中で、両方とも余り動きがないというふうな私の認識なんです。そういう動きがないという中で、これはどうしても必要なものですので、質問させていただきました。

まず最初に、地籍調査から再質問させていただきます。市長の考えとして、まず市長が昨年2期目に立候補したときに、生活基盤の整備という中で、土地の境界や面積等、筆ごとに確定する地籍調査を始めますというマニフェストが出されました。私が一般質問したからではないんですが、私も早くやってもらいたいという中でこういうものを入れてもらった。始めますと言うからには始めてもらいたいということがありまして、その中でも先ほど3点ほど地籍調査とは何かという中で質問しましたけど、これは既に市長も、市の課長方幹部職員も皆さんご存じの話です。

地籍調査って何だということになりますけど、やることはあるんですけど、その一番基本にあるのは、我々が住んでいる勝浦、ミレーニアのように新しく開発されるところは全てくいが打たれていて、地籍もはっきりしていて、住んでいる方も自分の財産である土地等については、官民との境もはっきりしている中でのいるんですが、そのほかの新しい開発地以外は昔からの公図、特に勝浦の場合は、町の庁舎が大火災を受けて、全てそういう書類が失われている中で、今ある登記簿謄本、または公図、法典をもとに、事あるごとに自分のところの地籍を測量会社に委託してはかった上で建築したりしているのが現状です。

また、市の赤道、青道についても、地図上ではあっても、現にないものもありますし、公道道路とか水路とか、そういうものとの境界すらはっきりしていない。また市道においては、未登記道路という問題もあります。これらについて本当にやらなきゃいけない部分はいっぱいあるんですけど、やれない状況というのは確かに存在していますし、わかったものについてはそれぞれ対応はされていると思いますけど、そういう現状の中で、今、私たちの時代、私、62歳ですけど、まだ自分の土地はある程度わかるんですが、私の次の代になったときには、その土地の境界すらわからないという状況があります。もともとの図面を起こせばわかるような状況をつくっておかなければならないということから、一日でも早くこのことは進めておく必要があるのではないかとこのように考えている次第であります。

そこで市のほうも着手のおくれ、いろんな状況があるけど、今後やっていきたいという市長のお話ですが、平成26年に県に相談していると。今後の地籍調査の進め方についても、県からの指導ももちろんあるでしょうし、それに基づいてやろうとしてはいるんでしょうけど、先ほど市長の答弁にもありましたように、予算等、人的配置も非常に難しいということもあるようです。ただ、これはそういうことを言っている場合ではなく、やっていかなければいけないということだと思います。

県のほうの資料を確認してみますと、ここきて、夷隅郡市では大多喜町が既に15年以上前から、いまだ20%か30%程度の実績です。今後において、5月30日の千葉日報の記事ですが、「土地の境界、明確化へ」ということで、大多喜町地籍調査協会が発足という記事が載っています。大多喜町も既に20年近くやっている中でも、今の国のバックアップの中の状況からもっとスピードアップするということから、今回協会を発足したようです。ここには写真入りで、関副市長の顔も写真の中にありましたので、最初に関副市長に、この協会の設立式典に出て、いろんな関係者からの話、また大多喜町の現状の話もあったと思いますので、今後勝浦の地籍調査に対する市としての考えを、副市長のほうからお聞かせいただきたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） お答えいたします。5月22日に大多喜町の地籍調査協会の設立記念式典がございまして、市長が日程の都合上行けなかったもので、私、行ってまいりました。この大多喜町の協会につきましては、先ほど議員おっしゃいましたように、大多喜町が独自に平成5年から地籍調査を実施しておりまして、現在のところ23年ほど経過しておる中で、まだ14%しか終わっていないということで、これを何とか早く進めたいということで、測量協会と話し合っ、この協会を設立していただいたというお話がございました。協会は現在4社でできた協会として、地元大多喜町が1社、いすみ市が2社、千葉のほうの大手の会社が入って、4社で協会をつくったということで、今後大多喜町の地籍調査を進めていくというお話がありました。

ただ、この協会は先行き夷隅郡市の全体の地籍調査の推進に寄与できればということで、今後もっと業者を募って拡充していきたいということです。勝浦市はこれから先地籍調査を始める上では、環境が十分整ってくるんじゃないかというふうに考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） そういう式典に参加して、実際の生の声を聞いてきた副市長ですので、今後の勝浦市における地籍調査の進め方もいろいろ検討されると思いますが、この新聞記事によると、大多喜町の場合、今のペースでいくと、130年かかると書いてある。要は人の土地というか、土地の所有者のところ、相続もされていないような土地もいっぱいあるでしょうから、そういうものを一つずつ潰していく。そして土地のわかる人の立ち会いを求めてやっていくということになると、年数や日数もかかるということは、既にこの時期としては始めていかなければいけないということだと思います。

県の担当者に確認しましたら、今年度新たに実施するところはないそうです。昨年度新規着手したのが2件ございます。君津市と東金市です。そこがやっているそうです。今年はないんですけど、いずれにしても、これを始めるには、先ほども言ったとおり、事前調査というものをやる。事前調査の補助金は今のところ、私、承知していないんですけど、その事前調査について、都市建設課長のほうが担当だと思いますけど、どんな内容でどういうふうに、そして県の担当は2年かかると言っているのですが、どういう状況の調査をやるのか、わかる範囲で教えてください。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。事前調査というものを、都市部官民境界基本調査という捉え方でお答えさせていただきます。全額国費というのは市長答弁であったとおりであり、1年間で終わる予定であります。どういうものかといいますと、人口集中地域、いわゆるD I D地区や中心市街地地区において官民境界に係る測量等を行うものであります。具体的には、基準点の位置や道路付近の塀や境界標、あとマンホールや電柱位置の現況を地図に表示する現況測量と、登記所に備えられている公図や地籍測量図、あと道路台帳付図などが示す境界を地図に表示する復元測量であります。

今回行われるのは、先ほど市長答弁にあったとおり4地区の一部ずつであります。これはD I D地区という要件と、南海トラフ地震津波想定区域を参考にされて、その地域が決められたものであります。さらに線路や道路、河川などの、いわゆる長狭物、要は長い線で挟むもので、囲われている地区が対象となりました。

勝浦全体のD I D地区は全部で1.4平方キロメートルあるんですが、今回はそのうちの0.35平方キロメートルが調査対象となったものであります。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 今の都市建設課長のお話ですと、事前調査は都市部官民境界基本調査ということの置きかえということでよろしいのか確認いたします。

それともう一点、今回は0.35平方キロメートル、全体で1.4平方キロメートル、この都市部官民境界基本調査は今年と来年のいつまでやられるのか、その辺のことについてお伺いします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。この調査は既に国のほうで業者選定が終了し、

いろいろな登記簿であったり、測量図であったりとの提供依頼がちょうどあったところであり
ます。調査自体は今年度に終了するというふうに聞いております。事前調査をどこまで質問で
見られているかわからないのですが、この後の流れといたしましては、まず地籍調査に係る計
画策定業務委託、これをかけてその次の年に住民説明会を開き、さらにその次の年に実地調査
にはいる予定であります。ですので、最短で今から3年後と考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 事前調査で3年かかると。3年後までに今の予定しているところがある。市
長、あと3年しか任期ないですね、2期目は。2期目にこのことを始めますということですので、この事前調査でも始めますということで受け取れるのか、それとも実際にも事前調査でな
くて本調査に入るというところを明確にしていきたいんですね。それによって市のほうの
予算とか人的配置もできるものだと。今まではやりたいけど、予算も人的配置もいろいろ大変
だということなので、流れてきた経緯があります。出発、スタートを決めてもらえば、3年な
ら3年、4年なら4年でも結構ですから、そここのところを明確にして、相手があることです。
国県の補助金があるので、勝浦市がやると言ってもなかなかできるものではないかもしれませ
んけれども、勝浦市としても市長の考えで、じゃ、平成30年からスタートしようということど
あれば、その辺の考えをお伺いします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 私の公約にも入っているということでもあります。この地籍調査は特に千葉県
はおくれている。千葉県全体もおくれています。この近辺では長生郡が意外と進んでいるとい
うことであります。多くはいろいろ耕地整理、いわゆる土地改良なんかやったところについて
この地籍調査を絡めてやっているところもありますけれども、先ほど議員言われたように、ど
うも現況と公図、そういうものが狂っているということがありますので。今一番困るのは、公
共事業をやるときに、一つ一つ境界査定をやる。そのときには結構莫大なお金がかかるんでき
ゃね。だから、そういう状況をクリアするためにも、地籍調査を全体的にやって、そこら辺を
一つ一つ点を決めていく、境界を決めていくということが必要なんで、私は今後やっていこう
というふうに思っております。先ほど大多喜町の中心でこういう協会ができましたから、
そういうところとも十分勉強しながらうちのほうもやっていきたいというふうに思っておりま
す。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 当局の答弁と大体同じなんです。研究検討し、今後やりたいと、今市長おっ
しゃったとおりで、それはわかります。ただ、私、先ほど言ったとおり、スタートを決めて、
3年なら3年の間にその準備をしましようにと、準備は既に入るようですので、その辺の市とし
ての準備を進めるに当たっても、市長決断で、この年からやるんだというふうな考え方ないの
かなと思います。その辺、もう一度お聞きします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） ただいまのご意見十分参考にしながら検討していきたいというふうに思っ
ております。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 地籍調査、我々が生活していく上でも、住んでいる土地がちゃんとしたもの

もありますし、先ほど登壇しての中でも、これから次の質問と重複しますけど、津波災害が懸念されている中で、何もなくなった土地、東日本大震災ではそういう土地を見てきています。その後に、ここは俺の土地だぞということを明確に示すのは、やはりこの地籍調査の地図がなければできないということになります。戦後のどさくさまぎれで縄を張った、そういう状況はもうないと思いますので、ぜひとも基準点を決めた上で、そういう調査に早目に着手をしていただければというふうにお願いします。

地域防災計画の関係についてお伺いします。4点、お伺いしました。まず1点目でお伺いした4点、総合的な質問をこれからするんですけど、その前に何点か羅列して質問させていただきます。

まず防災計画の計画書という分厚いものを持っています。全議員に配付されていますし、市の当局、または関係機関には全部配付されている内容だと思いますが、昨年の12月に一部修正がありましたということで、3センチくらいある一部修正の内容をもらいました。中身を見ると、どれが一部修正なのかさっぱりわからない。さっぱりは失礼ですけど、これ、全部修正じゃないのというような修正内容であって、その修正したものを、ただ私どもの立場として議員に配られたんですけど、議員の方々、もらっています。その修正した内容は、何だかよくわからない。そして先ほど質問の中に入れましたけれども、要援護者支援計画が今度要配慮者対策計画が今度新しい防災計画に入っている。それさえ説明も何もありません。わかりませんでした。ただ中身をチェックしていったら、こんなの今度入ったのか、こっちでやるんだというふうな考えでしたけれども、今回の修正は、一部修正として配ってありますけど、これは軽微なものという認識だったのか、お伺いします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。藤平総務課長。

○総務課長（藤平喜之君） お答えいたします。地域防災計画の修正についてでございますけれども、こちらは、まず各事項の改正をしたものではございません。また議員ご質問のように、災害対策基本法等の修正内容を反映しての追記や明記、また県の防災諸計画等の修正内容を反映したものの追記明記、加えまして、市防災施策に対します説明の追記や具体的な内容等を明記したものとなっております。量的には少ないものではございませんけれども、法令等を受けての修正でございますので、内容を大きく変えたようなものであるという認識ではございません。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 内容を大きく変えたような認識ではないというよいことですが、相当変わってますよ、読んでいくと。新しいものも入っているし、少なくとも配った先に対しては説明をすべきだったと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。藤平総務課長。

○総務課長（藤平喜之君） お答えいたします。修正内容につきましては、修正の配付時に通知とあわせまして4ページだったと思うんですが、修正の概要とういことで35項目あるんですけども、全項目に対しまして、修正箇所の説明書をお配りしております。これを説明にかえさせていただいたということですが、改めてご説明をしたほうがよりわかりやすかったとは考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 今言われたとおり、修正の概要というものが一緒についてました。それを見ても概要だけで4ページもあるということは、ほぼ内容が変更されたというふうな認識であるべきであって、このことについては今後もあることなのでしょうが、我々議員としては、昨日も一般質問で2名の方が災害関係、地震、津波想定をした勝浦市の対応についてご質問しています。そういうことの基本もこの中に書かれていることなんですね。ですから、そういうものを、用紙を配ったからもういいだろうということではなくて、私は説明をしてほしかったなという感想です。これについては結構です。

次に、概要版があります。勝浦市防災計画概要版というのが2013年3月に発行されています。何を言いたいかというと、要は、私は市民等に対してはこの概要版で十分だと思います。ただ市民が防災計画というものがあるんだということをまず承知した上で、では自分がその立場になったときに、どこに何を求めればいいのかということを、常に概要版を配ったからオーケー、先ほども市長答弁にもありましたけれども、ハザードマップとか、いろいろ配られています。ただ、そういうものについて勉強する場所が私は必要ではないかと。防災訓練を毎年自主防災組織等組まれてやっています。それはハードの面の対応ですが、ソフト面の対応として、教育というか、認識を持たせる上では、そういう概要版などを通じて年に1回なり、防災訓練の後なり等にそういう勉強会があってもいいのかなと。昨年非常によかったのは、昨年防災訓練の後に岩手県の語り部の方がキュステで当時の津波映像を交えて実態をお話いただきました。事前にあれを見て、すごいなと思いつつも、これを伝え継いでいく語り部の方の努力もありますけど、そういうことを自分の胸に刻み込んでいくことが、有事の際にとれる行動がわかるんじゃないかと。頭で聞いたり、防災訓練出ただけでは、じゃあ何をやるかというのはなかなかわかりづらい。そういう面で今後こういうものが出るかどうかわかりませんが、以前出した地域防災計画等でも結構ですので、そういうソフト面での勉強会を、私は年に一遍でもやる必要があると思いますが、その辺についてお考えをお伺いします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。藤平総務課長。

○総務課長（藤平喜之君） お答えいたします。地域防災計画は行政のとるべき体制や行動計画等を記載してあるものでございますけれども、概要版をホームページで公表はしております。議員ご指摘のように、今後は津波避難訓練や、例えば自主防災組織の講習や訓練時に概要を周知できればと考えます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 今、総務課長言われたとおり、そういう常々の啓蒙活動というのは私は必要なことになろうと思いますので、ぜひとも今後も避難訓練とかいうときには、そういうものも踏まえた上で対応できればというふうに考えます。

2点目の、要援護者支援計画の関係について質問させていただきます。平成23年3月に市の避難支援計画が策定されました。それから5年たち、私の一般質問、本来この関係は今回3回目になります。あれから4年たちました。その間に何がされてきているのかというのが見えてないんですね。先ほど市長の1回目の答弁で、今年度バージョンアップ事業を9月に実施すると、それはあくまでコンピュータと行政の話なんです。ですが、4年前の平成23年3月に計画を策定して、その当時の一般質問の中では、今後避難支援については随時進めていきますよというお話でした。しかし、これが今どうなっているのかよくわかりません。平成22年当時、

最初に通知した人数は1,877人と聞いています。今現在この支援計画に基づく対象の人数はどのくらいになっているのかお伺いします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） お答えいたします。対象者でございますけども、平成24年度に緊急雇用で策定いたしましたプランの出来高の関係で申し上げさせていただきますと、およそ5,000名になります。細かい数字ですと、4,800名ほどになるのではないかと思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 今聞いたのは、避難支援計画に基づく対象者なんですが、その対象者が5,000名ということですね。その5,000名の対象者というのは、ここに書いてあるプラン対象者ということで、ひとり暮らしの高齢者の世帯等、また要介護者、また身体障害者、指定障害者、精神障害者という、計画に書かれている人が5,000人もいるということで、プラン作成を希望している方、これは前回の一般質問のときに手を挙げるのか、それとも全対象者のプランをつくるのかという話もしましたが、この5,000名のプランなんて到底できるわけないんです。該当者のうちでもこのプランをつくってくれという方についての啓蒙とか、どういうふうにならざるを得ているのか、その人たち、抽出した人たちは平成22年は1,877人と答弁していますよ。そういう該当の人数というのはわかりませんか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） お答えいたします。先ほどの支援プランの関係で、出来高の関係で名簿のリストの作成件数は4,797人ということになっておりまして、その中で3,538世帯について送付をいたしました。返送されたのが1,312件という数字が出ておりまして、27%が返ってきているというような形になっております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） ということは、1,800人から約500人、この4年間でプランをつくる対象者が減っているというのか、そういう対象者だということになってくるんですけれども、4年間のうちにいろいろ変動があると思うのです。平成22年に抽出した人たち、プランをつくる人たちについて、これらの関係機関については、先ほどの答弁の中で要援護者については、市の個人情報条例等を考慮しながら、地区別に平成25年9月に区長、民生委員等に一覧表やその対象者の住宅地図、また対象者の個別支援プランを配布してあると。今後の有事の際の安否確認の情報に重要なものだということで、平成25年に配布したということです。平成25年9月に配布した数はどのくらいになりますか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） その辺の数字については今認識しておりません。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 4月に福祉課長になられたばかりで質問としては酷かなと思いますけど、この実態を課長、知っておかなければまずいのかなと思います。なぜこれを聞いていくか。平成25年9月に配布された区長、市政協力員、この場合は、市政協力員ではなくて区長に配付したんだと思います。区長や民生委員や福祉関係のところへ一覧表が配られました。ただ、そのとき配った先には、市の職員が行って、こういうもので、これは非常に重要なものでして、個人情報も入っているので厳格にこの情報は扱ってくださいというようなことを説明して、あなた

の行政区にはこういう方が避難を支援をしてくれと言っているという情報を流してあります。今平成28年です。その間に亡くなった方もおられるでしょうし、新たに支援プランをつくらなければならない方もおられると思います。

なぜ私がこれを聞いていくかという、今年の4月、上野地区では多くの区長が任期満了で変わりました。ある区長から、「前任の区長からこんな書類もらったけど、これなんだい」と相談がありました。これはこれこれこういうわけで、何かがあったときにこの人を助けるというか、援護するための資料ですよという説明をさせていただきました。そんなのいきなり紙だけもらったって、おらほうは何が何だかわからないよというようなことがあったので、行政として、市として何をやっているのかなと。1回配ったら、それがそのまま通じるのか。絶対にありません。中には亡くなっている方の名前もあったようです。これは常に動いている話なので、その福祉課のほうにはその対応班が設置されていますので、そういうところをきめ細かにやっておく必要があるのではないかと。特に海岸地区の区長方は結構長くやっているんですけど、在方の上野、総野地区の区長は2期やる人もいますけれども、大体2年交代できています。少なくともそういう交代された区長には、改めて説明する必要があると思いますが、今後の対応について伺います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関福祉課長。

○福祉課長（関 重夫君） お答えいたします。先ほど市長の答弁にもございましたけれども、支援者台帳のシステムバージョンアップの関係で、9月に業務委託のほうを予定しております。その成果に基づきまして、今後どのような形で関係機関、消防機関ですとか、警察署、民生委員等に情報を提供いたしまして、共有するかどうかについて検討を実施していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 課長、わかりました。バージョンアップはわかりました。私が言っているのは、バージョンアップは行政内の話なんです。対住民に対して、行政がとるべき対応は、新しい区長なら区長に、こういうものがありますという説明を私はしていただけないかという質問をしているので、副市長、伺いますけど、早速、新区長にはこの問題について説明すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） お答えします。市政協力員の皆さん、区長に説明した内容が引き継がれていないということだと、こういう要支援者の皆さんの万が一のときに支障が出ますので、今後は各区長にもその辺の引き継ぎは十分していただくように再度お話をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） まだ通じないようなんですけど、区長が区長に引き継ぐときに説明じゃなくて、これ、重大な問題で、秘密も文書も含まれているので、私は行政側が市の福祉課とか、この対策班があるはずですから、そこで説明を求めるんですけど、できないんでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） お答えします。その件につきましては、担当課でも今後十分協議してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 質問の途中でありますが、午後2時15分まで休憩いたします。

午後1時57分 休憩

午後2時15分 開議

○議長（寺尾重雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 先ほどの件については協議されるということですので、これは大事な内容だと思います。各行政区の協力がなければ、災害時の対応は非常に困難だと思いますので、その辺の理解も含めながら推進していただければというふうにお願いします。

既にご承知のことと思いますが、今年の5月に千葉県の方から、地震被害想定調査結果というものが発表されております。これは昨日も出ておりましたが、勝浦市にかかわるものとしては、房総半島東方沖日本海溝沿い地震が発生する可能性がある。それには地震の揺れよりも津波が想定されるということですが、地震というのは、地震だけで終わる場合と津波を伴う地震とありますけど、今回熊本地震では津波は起きていません。東日本大震災とは全然違う地震でありましたが、家屋の倒壊被害が非常に多かった。そして家屋の下敷きになって救出された方々も多い。先ほどの質問の中でも家屋倒壊等があつて、既に逃げおくれた方を津波が逆になかったとして想定した場合は、行方不明者の捜索には先ほどの避難支援計画、避難支援プランが大きく役立つものでありますので、その辺の想定、勝浦の場合は津波の被害ということが大きく取り上げられています。

ちなみにお話をさせていただきますと、市内の津波想定、7.2メートルというのは部原海岸です。部原海岸の最大津波が、東側で7.2メートル、西側では6.4メートル、ちなみに大沢が3.5メートル、行川で3.8メートル、興津地区は3メートルから4メートル、松部の砂子ノ浦で4.5メートル、松部で5.2メートル、勝浦の中心街に来ると5.9メートル、川津で5.8メートルということの発表がありまして、ただ津波の到達時間というのが、一番長くて部原の7.2メートルの到達時間まで22分、短いところでは大沢が17分になっています。そういう細かい数値が示されております。17分で何ができるかといったら、今から残りの16分しかないですけど、何もできないですね。話が2つ、3つあるかどうかというぐらいの時間ですので、地震が来ました、津波到達まで17分しかありません、自分が逃げるのがまず精いっぱいだと思います。まずは自分の命を守る、自助共助公助という災害の大鉄則がありますが、まず自分の命を守ること、そして公助、お互いに命を守る。最後には、事が終わった後に行政が出てくるのが普通です。事が終わったというよりも、津波が引いた後の災害の被害調査から始まって、行方不明者の調査から始まってということになると思います。まずは自分の命を守るための対策をこれまでもやってきています。ただ、これからは共助の部分についても対応を進めていく、それが避難支援計画、避難支援プランであると思っています。

もう一つは、そういう対象者ばかりでなくて、逆に言ったら、その対象者を助ける人は誰なのか。避難支援プランの最後のところに、プランの作成については、その中に助けてもらう人、避難支援者、支援をする方のお名前を登録するということになります。昔からの農村地帯と言えば、大体隣近所のお宅の間取りから何かから大体わかるんですけど、最近の住宅等は人を入れるのを拒む人も結構多いので、誰がどこに住んでいて、どこに寝ているのかもわからない。結構地震と

というのは夜中に来るのが多いみたいなので、例えば夜中に来て家が倒れた場合は、どこに行方不明者が寝ていたんだということが、今回熊本地震でいろいろ対策がされたようです。そういうことも自治体として把握すべきでしょうけど、あくまで個人情報、個人の尊厳と言ってもいい。家の問題とかありますので、非常に難しい問題ではありますが、そういうことについては隣同士、向う3軒両隣の昔からのそういうものでやっていただくことを、これは行政じゃなくて、地域で話し合ってもらいたいということも、進めていくことが必要だと思います。そういう意味においても、この避難支援プラン等を個別に持っていきながら、そして地区に入っていきながら、そういう話もされるべきではないかなと思っています。それを今後ともぜひともお願いをしたい。

今、避難支援プラン個別計画というのは、先ほど言った1,300はできていると、今、個別プランはどのくらいできているんですか、もう一度確認します。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） お答えいたします。地区別災害時要援護者台帳というものを平成25年3月につくっておりまして、9月に配布をしております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） そこには避難支援者も全部含めたプランということでよろしいでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） お答えいたします。基本的に同意をいただいている方のお名前と地図の台帳というふうになります。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 今、勝浦市では行っていませんけれども、こういうものの先進地に行きますと、話を見ますと、避難支援プランに基づくその人を助けるための訓練が行われているということも聞きます。いざ有事になったときに、ただこういう計画があって、こういう人がいますよだけではなくて、年に1回とか、その個別の訓練も行われているということも聞いていますけれども、今後そういうことも含めて、各地区の自主防災組織も含めて、そういうことも必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） お答えします。これについては市の地域防災計画等に基づきまして、全庁的に検討させていただきます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 今後、いつ来るかわからない地震に備える対応を昨日も2名の同僚議員からそれに対する一般質問が行われています。今回、地域防災計画に要配慮者対策計画が織り込まれております。そういう中でこれまでももちろんやってきているというふうに思いますが、もうちょっとスピードアップして、ハード面だけのスピードアップではなくて、そういうソフト面のこともやっておくことが必要でありますし、これも毎年毎年の恒例として行っていくソフト面の対応を求めています。

最後になりますが、市長にお伺いをいたします。昨日もお答えをしています。これまでの20年間に大規模地震が4回も起きている。市長はいろいろ研究をされていまして、過去の歴史をひもといて、私どもも話を聞きました。それが現実には起こらないことを望むんですが、地震が今来るかもわからない。30年後かもわからないという中で、行政がやるべきことは、行政がや

らなければいけない。一般市民がそれに対応するには、自分の命を守ることであって、行政はこの地域を守ることが一番大事なことで、それに対して、ここ市長が就任されてからいろいろな被害対策、津波対策を含めてやってきています。そして、小学校統廃合の問題もありましたけど、やはり地域を勝浦市として守っていくための対策を常に考えていく。このことが行政に求められているのではないかと思います。総合的に市長の防災に対する考え方をいま一度お聞きして、私の一般質問を終わります。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 昨日もちょっとお話しさせていただきましたけども、大規模地震はひたひたとこの勝浦にも迫ってきているというふうに思っております。まさにプレートの上に乗っかっている日本列島は、今日本列島は2つの北米プレート、ユーラシアプレート、この上に乗っかっています。ちょうどフォッサマグナの間で両方に分かれています。太平洋からのプレートが来ている。そこのところで日本海溝のところでぎりぎりプレート間が中に沈み込んでいる。もう一つはフィリピン海プレートが南から来ている。これが南海トラフにつながるということです。

こういうようなことで、静穏期から活動期にまさに入っているということでもあります。ということで、先ほど来、要援護者台帳の話もありました。これも非常に大切なことでもあります。昨日もお話しさせてもらいましたけれども、勝浦は地盤は非常に強いです。地図上揺れにくさというデータが出ています。インターネットで見てもらえばわかるのですが、勝浦は非常に地盤が強い。ところが問題は津波です。

今日本で何が一番切迫しているかというのは2つあって、1つが南海トラフ沖の溝のところで起きる南海トラフの地震、これは東海地震、または東南海、南海、どこで起きるかわかりません。場合によっては3連動で起きるかもしれない。このときには、館山沖までフィリピン海プレートが来ているから、ここで津波が襲ってくるのが1つ。これは何かというと、今後30年の間に7割の確率で来る。だからまさに切迫している。

もう一つはフィリピン海プレートとかプレートが入り組んでいる中のプレートの中で起きる地震、これが首都圏直下の地震です。これも今後30年の間に7割の確率で起きます。この首都圏直下はどこで起きるか。これは首都圏、いわゆる千葉も含めて千葉、東京、神奈川、埼玉、茨城、南部、この地殻の底でどこかで起きる。それは場合によっては東京湾の中で起きるかもしれない。千葉県で起きるかもしれない。東京の千代田区のあの高層ビルの中で起きるかもしれない。これが起きたら大変です。これは津波ではなくて地震です。さっき言われたように、最近言われたのが、いわゆる房総東方沖の地震です。これは昨日もお話ししましたけれども、先般2011年3.11のあの東日本大震災の日本海溝の割れ方が茨城までしか割れていない。ところが日本海溝は千葉県沖まで来ていますから、この南のところがこれから割れるおそれがあるだろうというのが1つ。

1677年、江戸時代に延宝地震が起きた。そのときも房総沖で割れていない。したがって、これから来るのは、この地域だろうというのが今回の房総沖東方沖地震です。これは将来どのくらいの確率で起きるかという、文部科学省が毎年1月1日に発表しています。延宝の房総沖地震を言っておりますが、これは今後30年の間に7%の確率ですということです。確率的には非常に低いけれども、でも1%だって、来ないとは限らないということでもありますので、先ほ

ど言いました一番は、まず内陸部は地盤が強い。したがって、私は上野、総野地区、ここは地盤が強いから大丈夫だと私は思っています。問題は津波です。だから、要するに勝浦地区と興津地区です。このときの津波が来たときに、先ほど言いました7メートルだとか6メートル、南海トラフではたしか6.3メートル勝浦に来ます。このような状況のときに要援護者をどういうふうに助けるか、救うかということでもあります。これは先ほど言いましたが、最近は結構亡くなる方が多いから名簿を消していく、そういうものも大変です。だから本当に区長なり、そういう者が名簿をもらっても、日々どんどん動いている。だから、これをその都度その都度区長はそここのところ、近所でどこのおじいちゃんがどうなったか、おばあちゃんがどうなったか、ここを十分留意してもらって、特に海岸地域の勝浦、興津地区についてはそういう名簿を日ごろ区長は、要援護者がどこにいるか。実際起きたら、大変だと思います。こんな名簿があったって、実際使えるかどうかわからない。だけども、日ごろからどこの地区にはどこにいるな、だけども隣近所は必ず共助をやりますから、共助で、周り近所におばあちゃんがいる、じゃあ、連れていこう。こう実際はなると。だけども、事前に特に海岸地区についてはこういう要援護者の台帳をきちっと整備していく必要がある。区長にもいろいろお願いししていますし、民生委員の皆さん方、関係行政機関、消防関係等、そういうものを共有していかなくちゃならないということです。ただ、先ほど来出ていますけれども、個人情報なんで、この辺は十分配慮しながら運用すべきだと思っています。以上です。

○議長（寺尾重雄君） これをもって鈴木克己議員の一般質問を終わります。

○議長（寺尾重雄君） 次に、戸坂健一議員の登壇を許します。戸坂健一議員。

〔7番 戸坂健一君登壇〕

○7番（戸坂健一君） 皆さん、こんにちは。今議会の一般質問のトリを務めます、会派新創かつらの戸坂健一と申します。大変お疲れのことと存じますが、最後までおつき合いをお願いいたします。それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。

今回は質問のテーマを図書館の1本に絞り、図書館の今後について幾つか項目を分けて質問をしてまいります。

勝浦市図書館は、旧市役所庁舎を再利用したもので、老朽化が進んでおります。図書館は自治体にとって非常に重要かつ有意義な施設であり、設備や蔵書の更新はもちろんのこと、その運営方法も常に先進的であるべきです。

そもそも公立図書館の役割とは一体なんのでしょうか。図書館は勝浦市の将来を担う子どもたちの勉学の間であるとともに、我々市民の生涯学習の実践の間でもあります。乳幼児から高齢者まで我々市民全ての自己教育に資するとともに、我々が多様な情報を入手し、芸術や文学を鑑賞し、地域文化の創造にかかわる間であって、勝浦市の教育、文化振興にとって何よりも大切な、重要な施設であります。

我々は情報、知識を得ることによって成長し、生活を維持していくことはもちろん、文化的で自由で、潤いある社会を築くためにも図書館の役割は非常に大きいと考えます。しかし、現状はどうでしょうか。私も勝浦市民読書会に所属し、月に何回か図書館を利用しております。

しかし、利用者が増えているか。勝浦市図書館が市民の皆さんに愛されているか。まだまだそうした実感は薄いと思います。

この議場におられる皆さんに一つ問いたいと思います。1カ月にどれくらいの本を読めますか。また、それらの本をどこで入手し、どこで読めますか。この問いに勝浦市図書館でと答えられる方は、残念ながら余りいないのではないのでしょうか。それは、つまり勝浦市図書館が本来果たすべき役割を余り果たせなくなっているのではないかと危惧するところであります。より充実した図書館に生まれ変わるタイミングを示しているとも言えると思います。

勝浦市図書館が前述したような重要な役割を果たしているか、また10年後、20年後の勝浦市を考えたときに、今後もその役割を果たしていけるかどうか、今まさに考えていかねばなりません。

図書館のあり方は、今後どんなまちづくりを進めるかということにもつながります。今こそ図書館の未来について議論することが求められています。

そこで、図書館の現在と未来のあり方について質問をしてみたいです。

まず1点目、勝浦市図書館の管理と運営について伺います。図書館では、これまで開館時間の延長やインターネット検索の導入など、活性化に向けた改善策を実施してこられました。その経緯と成果についてお伺いいたします。

また、直近5年間の図書費の推移と、図書館予算の今後の展望についてお伺いいたします。

2点目として、図書館の空白地域についてお伺いいたします。勝浦市内には図書館が利用しづらい地域が存在しており、市内の利用希望者から遠くて不便であるとの声も聞かれます。こうした図書館の空白地域の課題解決について、どのようにお考えかお聞かせください。

3点目として、地域との連携についてお伺いします。図書の購入を地元書店と連携して行うことや、本の修繕を福祉施設に委託すること等、地域の各団体、企業と連携し、図書館運営の効率化を図ることについてご意見を伺います。

4点目として、図書館運営の民間委託についてお伺いいたします。公共図書館はそもそも自治体が運営主体となるものですが、民間会社のノウハウを生かそうと、指定管理者制度が導入されて以降、さまざまな自治体がこの制度を活用し、図書館運営の民間委託を進めております。勝浦市においても研究、検討することは必須であると考えます。図書館運営の民間委託について、勝浦市のお考えをお聞かせください。

5点目として、図書館の施設更新、移転についてお伺いします。勝浦市の図書館は、現在旧市役所庁舎を利用して運営しておりますが、建物の老朽化が進み、また2階が集会所となっていることで拡張性も低く、将来的には効率的な運営が非常に難しいと考えております。

そこで、図書館の施設更新、あるいは移転について、現段階での勝浦市のお考えをお聞かせください。

また、今後増えていくであろう空き公共施設等の図書館としての再利用活用策について、これらを積極的に図書館として活用していくことも含め、勝浦市のお考えをお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（寺尾重雄君） 教育長から答弁を求めます。藤平教育長。

〔教育長 藤平益貴君登壇〕

○教育長（藤平益貴君） ただいまの戸坂議員の一般質問に対しお答えします。

今後の図書館のあり方について申し上げます。

1 点目の勝浦市立図書館の管理・運営についてであります。まず、開館時間を平成25年1月から30分延長して、午後5時までといたしました。延長した時間帯の利用者数としては、平成25年度が1,639人、平成26年度が920人、平成27年度が1,612人でありました。

次に、インターネット検索につきましては、平成27年9月から導入し、本年5月末までの9カ月間のアクセス数は614件でありました。また、本年8月からインターネットによる予約システムを稼働させる予定であります。

直近5年間の図書購入費決算額の推移といたしましては、平成23年度が186万3,667円、平成24年度が171万2,998円、平成25年度が178万3,253円、平成26年度が185万5,334円、平成27年度が179万6,660円で行いました。今後の予算計上につきましては、現在の館内のスペースが4万冊程度と限られている中で、昨年度末現在の蔵書冊数が4万197冊であり、昨年度の受入冊数が購入・寄贈合わせて1,723冊という状況から、来年度以降図書購入費を大幅に増額する考えは現在のところありません。

2 点目の図書館空白地域についてであります。図書館から遠い地域にお住まいの方や体が不自由で直接図書館に来られない方もいると思います。現在、興津・上野・総野の各集会所の図書室に一部配置しておりますが、新刊図書の配置は困難な状況となっております。新たな方策として、図書の宅配サービス、移動図書館等の方法も考えられますが、現状を把握し、費用対効果も考慮の上、検討してまいりたいと思います。

3 点目の地域との連携についてであります。現在図書の購入は勝浦市書店組合を通じて行っており、また、市内に読み聞かせの団体等もありますので、引き続き図書館を応援していただける団体と連携して運営に当たっていききたいと考えております。

4 点目の図書館運営の民間委託の考え方についてであります。民間企業が指定管理者となり、図書館を運営することにより、喫茶店を館内に導入するなど、これまでなかったような新たなサービスを提供し、魅力ある図書館となっている事例がある一方、図書の汚れや傷み、利益追求による不平等など、図書館の性質上、民間委託はそぐわないという意見もあります。本市においては、現状の施設では民間委託は考えておりませんが、新たな場所に移転するなどといった際には検討する必要があると考えます。

5 点目の図書館の施設更新・移転についてであります。議員ご指摘のとおり、現在の図書館は、建物の老朽化とともに集会施設との兼用による音の問題や、必要なスペースの確保が困難ということもあり、改善の必要があることは認識しております。しかし、現在の施設を改修して使用していくことは困難でありますので、今後閉校となる校舎などの活用について検討してまいりたいと考えております。

以上で、戸坂議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） それでは、まず1点目の図書館の管理・運営について伺っていききたいと思います。先ほどご答弁ありました開館時間が延長して以降の利用者数の推移ということで、増加傾向にあるのではないかと思います。人口が減っている中でこのように4時半から5時までの時間の中にこれだけの方が訪れてきてくれたということは、ある程度の成果があったものかと思えます。予算についてであります。大体170万円から180万円の間で推移しているのかなと

思います。

先般開かれました予算委員会のほうでも質問させていただいたんですけれども、この質問するに当たって、人口規模が同程度のほかの自治体の図書購入費について調べてみました。静岡県の下田市、こちらが人口が約2万2,000人、一般会計の予算額が約90億2,500万円、その中で図書購入費が250万円、また三重県の尾鷲市、人口が1万9,258人の中で、当初予算が約85億の中で図書購入費が250万円から300万円ということでありまして、ほかにもいろんな事例があるのでありますが、やはり若干少ないのかなという気がいたします。今後勝浦市が人口減少の中で移住定住希望者を募って、勝浦市と一緒に住んでくださいという中で、図書館の充実、特に蔵書の充実が非常に大きな意味を持ってくると思います。改めて、先ほどのご答弁では来年度以降急激な増額は難しいとのお答えでありましたが、ほかの人口同じ程度の自治体の例を参考、研究して、何とか同程度、それ以上の予算を確保することが必須と考えますが、この点について、もう一度お考えをお聞かせください。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。吉清社会教育課長。

○社会教育課長（吉清佳明君） お答えいたします。今、議員のほうから他県の同規模の人口の市町村の図書購入費の話がありました。近隣の市町村の図書購入費を調べてみましたけれども、住民1人当たりの予算額で平成27年度の額で比較をいたしますと、勝浦市が98円なのに対し、いすみ市は27円、大多喜町は70円、御宿町は10円、茂原市が83円、鴨川市が182円というような状況でありまして、近隣の市町の中では、鴨川市に次いで2番目に多いという状況もございます。ということで、近隣の中では特別低い額ではないのかなという認識でございます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） 近隣の数字、ありがとうございます。鴨川市に次いで高い数字ということで、ぜひとも鴨川市に負けないように今後も研究、検討していただきたいと思います。

また、サービスについて伺うんですが、今の職員の体制、これまでは図書館長は公民館長と兼任であったり、また司書が市役所の中に何名かおるにかかわらず、司書のほうが図書館になかったという実態もあったかと思いますが、現時点で職員体制、どうなっているかお聞かせください。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。吉清社会教育課長。

○社会教育課長（吉清佳明君） お答えいたします。図書館長については、今お話のとおり以前は市民会館長、公民館長が兼務しておりましたけども、平成26年12月から図書館長は専任というふうな形になっております。現在は正職員が2名、館長1名と主任司書が1名、それに加えて臨時職員を2名雇用しているところでございます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） 職員体制も整ってきたということで、1つお伺いしたいんですが、現在図書館で主催している各種イベントがあると思います。語学教室であったり、図書館が主催しているイベントがあると思いますが、現在どのようなイベントが、どのくらいの回数で行われているか、わかっている範囲で構いませんので、お聞かせください。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。吉清社会教育課長。

○社会教育課長（吉清佳明君） お答えいたします。図書館では先ほど議員からお話がありましたと

おり、勝浦市民読書会というのがございます。毎月第2土曜日の午後、学習室において活動しているということで、年3回講師を依頼して、会員を対象とした読書講演会を開催しているというところがあります。

また、市民読書会とは別に文化祭の期間中に図書館において一般の方も含めた形で読書講演会を開催しております。ここ数年は国際武道大学の元教授をお招きして、例えば外房にかかわりのある作品を取り上げて、風土や人情がどのように描かれているのかを考えるといったような、そういったテーマでの内容のお話をさせていただいております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） ありがとうございます。専任の館長もできまして、また職員体制も市長を含めて体制が運営されているということで、今図書館のほうの可能性が広がってきたのかなと感じています。どうしたら図書館の重要性を市民の皆さんにご理解いただけるのか、あるいは予算をどうしたらかけずに図書館の魅力を伝えて、近隣の有効活用していけるのかということで、常々いろんな方に相談をしていたところ、ご好意によって葛飾区の中央図書館の見学をさせていただくことになりました。葛飾区のほうは先進的な図書館運営を行っているところでして、平成21年に開館したばかりの新しい図書館でさまざまな取り組みをしているところであります。例えばその中で、先ほど課長おっしゃったように、いろんな文化的な取り組みもしているんですけれども、おもしろいなと思ったのがビジネス、キャリアアップのための支援サービスということで、例えば仕事のスキルアップや転職、起業などを考えている市民の方向けに図書館がビジネス資料を提供したり、あるいは専門家、中小企業診断士による相談会とか、セミナーなどを行っているものです。利用は誰でも無料ということで、もちろん図書館が呼ぶに当たっては講師料を5万円とか10万円とか払う必要はあると思うんですけれども、どうしても勝浦市から何かキャリアアップをしようとか、資格をとろうとなったときに、専門学校は千葉まで行かねばならない。通信教育にしても費用がかかるということで、図書館がこういう取り組みをしていければ、非常に有用なのかなと思います。

また、この葛飾区の図書館では、児童に対する外国語、絵本の読み聞かせという取り組みも行っておりました。これも外国語の絵本を外国人のボランティアに母国語で読んでもらって、同時に日本語版の絵本も読み聞かせするという取り組みであります。これも外国人のボランティアの方に頼むわけですから、さほど費用のかかるものではないかと思います。

すばらしいなと思ったのは、その先進地の図書館がさまざまな取り組みを実践をしているのですが、本を読むという受動的な場所ではなくて、さまざまな情報を発信して、市の集積地として、あるいは市民の活動の場として能動的に機能する場であることであります。

私が以前、外国人実習生の受け入れ事業をしていたときにも、ある外人実習生が日本の子どもたちと触れ合って、タイ語を教えたいと話してくれたことがありました。結局彼女の夢はかないませんでたけれども、現在勝浦市には20数カ国、約200名の外国人の方がいらっしゃいます。同じように、何か勝浦市で活躍をしたい、子どもたちと話したい、あるいは語学行為をしたいと思っている方もきっと多いと思います。そういう方々を図書館のほうで積極的に登用をして、勉学の間と機会を提供することができたら、きっとすてきなのかなというふうに思います。

現在勝浦市図書館でもさまざまなイベントを企画しておられますが、こうしたキャリアアップとか、語学力向上を目的としたイベントを図書館が主体となって行うことは非常におもしろ

いと思いますし、予算も余りかけずにできると思いますが、そうした取り組みについて、現段階でのお考えをお聞かせください。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。吉清社会教育課長。

○社会教育課長（吉清佳明君） お答えいたします。今、お話のような勉学、キャリアアップというところがございますけれども、図書館も人数に限りがあり、正職員が2名といったところで、なかなか通常の業務にプラスしてそういった仕事というのなかなか難しいというところもありますけれども、今キュステのほうで市民講座というような形でいろんな市民のスキルアップにつながるような、そういった生涯学習的なことをやっておりますので、図書館にこだわらず、そういったキュステの中でもそういった取り組みをやっていければと考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） ぜひ図書館の有意義なところとか、図書館がいかによばらしい施設であるかというのを市民の皆さんに知っていただくためにも、場所はこだわりません。図書館主催でこうしたことを企画していただければと思いますので、研究・検討のほうをお願いしたいと思います。

さらに図書館のサービスを向上させるために、図書購入費の急激な拡大は難しいということでもありますので、図書館のサービス向上を可能とするために、何か考えておられる方策等々があれば、お聞かせいただければと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。吉清社会教育課長。

○社会教育課長（吉清佳明君） お答えいたします。先ほど教育長答弁にもありましたとおり、インターネットを使った検索であるとか、予約サービスも今後やっていきます。それと、スペースの関係で蔵書に限られる、約4万冊というところで、県立図書館の配本車というのが県内を回っているというのがありまして、勝浦市の図書館には毎週水曜日、県立図書館の配本車が来ます。そういったのを利用して、県立図書館とか、そのほかの市町村の図書館からも本を借りることができるのですが、勝浦市の図書館にないような図書を借りたいといったときには、そういった県立図書館、また、他の市町村の図書館からも借りられるということもありますので、その辺もさらにPRして、どんどん使っていただきたいというところがあります。ちなみに、平成27年度で他の図書館から借りた実績としては、県立図書館からは517冊、千葉市の図書館からは139冊、成田市の図書館からは135冊、その他数はすくないんですが、結構多くの図書館からも市民が本を借りているというふうな状況もありますので、そういった形で蔵書の少なさというんですか、その辺を補っていければというふうに思います。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） 私も県立図書館から勝浦市図書館を通じて本を借りたことがあって、非常にすばらしい取り組みだなと思います。まだこのことを余り知らない市民の方も多くいると思いますので、周知徹底のほうをお願いしたいと思います。

それでは、2点目の質問、図書館空白地域についての質問に移りたいと思います。先ほどご答弁の中で、図書の宅配サービス等を含め、費用対効果を見て検討されていくということで、これについてはぜひともお願いをしたいと思います。今後、交通の便とか、車に乗れない方も増えていくと思いますし、図書館から遠い方もおられる。そうした中で週に1回でも2回

でも本を読める機会を何とか提供できないかということで、これは強く要望していきたいと思います。ぜひとも検討をお願いしたいと思います。

そこで、予算がかかることは本当に難しいと思うのですが、現在勝浦市内には各地域に集会所がございます。それぞれの集会所にはかなりの量の蔵書があると思います。我々の会派のほうで、市政報告会等で各地域の集会所を拝見するんですけれども、例えば興津の集会所には何百冊の蔵書があつて、しかも中には非常に貴重な本もあります。とても古い資料的価値の高いものもありますが、こうした各集会所に分散して置いてある本を、勝浦市図書館の蔵書として繰り入れて、あるいは集会所を図書館分館のような形で利用して、その地域に住んでいる方が気軽に行けるようなシステムというのはできないのでしょうか、お考えをお聞かせください。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。吉清社会教育課長。

○社会教育課長（吉清佳明君） お答えいたします。市内の3カ所、興津、上野、総野にそれぞれ図書室がございます。確認しましたら、興津集会所には3,300冊の図書がございます。興津集会所には臨時職員が2名配置されておりますので、本来の図書館という形ではないんですが、その職員が貸し出し業務を行っているということがございます。実績としては、平成27年度に80件、今年度28年度は現時点で50件あるということで、興津地区の皆さんにはその集会所の本を貸し出しているという状況があります。また、上野集会所については700冊、総野集会所については1,400冊、およその数ですが、それだけの図書があります。中身を見ますと、結構、子ども向けの本から、専門的な本から、いろんな種類の本が確かにございます。ただ、2つの集会所については、職員の配置がございませんので、本の貸し出しはできないということで、地域の人たちが集会所の中でご利用をいただいているという状況がございます。

集会所を図書館の分館として活用するということですが、今申し上げましたとおり、職員の配置も必要になるという問題もあります。今後、集会所の図書を有効活用できないかどうか、また他の市町村のそういう状況もいろいろと調査把握をいたしまして、検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） 興津集会所、数百冊ではなくて、数千冊ということで失礼いたしました。この集会所の蔵書でね、非常にすばらしいものがありますので、ぜひともご活用いただきたい。また、今後統合が進んでいく小中学校の蔵書についてであります。各小中学校にもそれぞれ蔵書がございます。例えば来年統合する予定の興津中、北中の蔵書をどうするのか。もし可能であれば、市の蔵書として、何とかインターネット検索も含めて登録できないかと思うんですけれども、先ほどお話ありました集会所の蔵書、あるいは今後統合していく小中学校の蔵書をまとめて、勝浦市図書館の蔵書としてインターネット検索等も含め、管理していくことが可能であれば、ぜひやったほうがいいと思うのですが、これについてもお考えをお聞かせください。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。吉清社会教育課長。

○社会教育課長（吉清佳明君） お答えいたします。今後統合が進む学校の図書については、まず優先順位としては、統合先の図書室に加わっていくのかなと思いますけれども、それぞれ学校の図書室にもスペース的に限りがございますので、もしそういった本でなかなか学校で収納できないという状況が今後出てくれば、それを市立図書館の蔵書として扱うということで、それについてはまだその際に検討していきたいと思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） それでは、次に、地域との連携について伺います。まず図書の購入であります。先ほどは勝浦市内の組合のほうで購入をされているということでございました。勝浦市の図書館でありますので、勝浦市の実情に合った図書の購入を図るべきだと思います。例えば漁師町ですので、漁業についての本、あるいは釣りについての本をもっと充実させてもいいと思いますし、あるいは商店街の振興を図るためのそうしたノウハウ本であるとか、起業のためのマニュアル本であるとか、そうした勝浦市の実情に合った本の購入を進めていくために、そうした図書の選定をどこが行うかということだと思っておりますけれども、購入は組合のほうで行っているとして、買う図書の選定というのは、今どちらで行っているのか、お聞かせください。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。吉清社会教育課長。

○社会教育課長（吉清佳明君） お答えいたします。購入図書の選定については、市立図書館の職員が行っております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） それでは、図書の職員の方が図書の選定を行うのももちろんですが、例えば枠の半分を地元書店が、こういう本を市民の方に読んでいただきたい、あるいは買っていただきたいということで、その組合のほうで図書を選定して、例えば行事が多いので、漁業に関する本をもっと置いてもらおうとか、買ってもらおうということで、地元と連携した図書の選定をしていくべきだと思うのですけれども、この図書の購入について組合のほうと相談して買っていただくということは可能なのでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。吉清社会教育課長。

○社会教育課長（吉清佳明君） お答えいたします。今現在は新刊図書についていろいろ業者のほうから情報を得て、今現在人気のある本とか、話題のある本とか、そういったものを優先的に購入しているという状況がありますけれども、議員おっしゃるとおり、購入先の書店組合のほうで市民と直接接している中でいろんな勝浦市民の特徴的なとか、市民のニーズというのが敏感に酌み取れるという状況もあるかと思いますので、購入図書の選定に当たっては、そういった書店組合の方たちの意見も聞きながら、進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） ありがとうございます。ぜひともそうしていただければと思います。また、地域との連携について質問であります。勝浦市のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、若者部会のほうから図書館の充実ということで、国際武道大学の図書館の活用ということが提案されたかと思っております。私も武大の図書館を何度か訪問したことがあるんですが、非常にきれいで蔵書もあり、落ち着いた雰囲気のスばらしい図書館です。これがもし活用できるのであれば、丸々図書館というものを連携で使えるということになりますので、ぜひとも進めていただきたいと思うのですが、この点について進捗状況とか、こういった計画で進んでいるのかお聞かせください。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。吉清社会教育課長。

○社会教育課長（吉清佳明君） お答えいたします。武道大学の図書館との協議というのは進んでない状況でございます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） 武大の図書館のほかにも、例えば勝浦市内、元映画監督の方のお宅で蔵書集が10万冊というお宅もあります。市内には隠れた本の財産というか、ぜひとも勝浦市の図書館として組み込みたい本がたくさんありますので、そうしたことを調査をしっかりといただいて、こうした若者部会でも出ているご意見ですので、ぜひとも武大との協議を図っていただければと思います。

次の質問に移ります。図書館の民間委託の考え方についてであります。我々会派では、先日佐賀県の武雄市の元市長の講演を聞いてまいりました。武雄市では市立図書館に指定管理者制度を導入することで、総経費の約1割を削減した上で開館時間を午前9時から午後9時までに延長して、開館日も1年365日とすることが可能になったということでありました。また、ほかの自治体でも民間のノウハウを図書館の管理運営に生かして、市民サービスの向上を図っている事例も見受けられます。本市の図書館でも、先ほどご答弁の中で、現状の施設では非常に難しいと。ただ、新しい場所であれば検討は可能なのかなというお答えだったと思いますけれども、市民サービスの向上の観点から、できる限り開館時間の延長や、開館時間帯の拡大を図るべきであると思いますので、こうしたことも十分検討をしていっていただきたいと思います。これについてはご答弁は結構です。

最後に図書館の施設更新・移転についての質問であります。改善の必要ありということは認識をしておられるということではありますが、今後、空き校舎の活用をということではありますが、どの校舎がいいのかなということもあるんですけども、勝浦若潮高校の校舎を、例えば図書館にしたかどうかという話も一時期あったと思いますが、この図書館の移転について、現段階では少なくとも将来的な効率的な運営が現施設では難しいと思いますので、どうするのかなというところで、一番有効な候補としては勝浦若潮高校の跡地なのかなと思うんですけども、これについて、もう一度、どういうふうにお考えなのか、もう少し詳しくお聞かせいただければと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。吉清社会教育課長。

○社会教育課長（吉清佳明君） お答えいたします。統合後の閉校となった校舎の活用ということで、今おっしゃる勝浦若潮キャンパスの校舎も候補の一つでしょうし、今後、具体的にどこの学校というのはなかなかないんですが、閉校となる校舎の活用ということで、今後の課題というか、今現在では決まっておりません。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） 勝浦市の財政の中で新しい図書館を建設するというのは不可能に近いと思いますし、非常に難しいと思います。であれば、空いている施設を再利用して、魅力的な図書館をつくるのが一番現実的なのかなと思います。今後いろいろな検討をしていただきたいと思いますのですが、参考例として、例えば十日町市のほうでは旧真田小学校というところを改装して、お茶の飲める図書館をつくっています。また、鞍手町というところでは旧鞍手南中学校というところで同人誌、これは一般の方が書く本であります、同人誌図書館というのをつくって、先週、非常に話題になってニュースになりました。同人誌ということなので図書館の購入費がかからないということではありますが、そうしたふうに、旧校舎を活用した図書館の事例というのは、全国各地に事例がありますので、ぜひとも研究・検討していただいて、勝浦市でも魅力的な図書館を今後検討していただきたいと思います。

最後に一つだけ質問させてください。現行の図書館の話であります。今靴をぬいでスリッパに履きかえて利用するのがちょっと手間かなと思いますので、これについて何とか改善できないかなと思うんですけども、現状、靴のまま図書館を利用すると、何か不都合があるんでしょうか。できれば靴のまま利用できるような体制にできればと思うのですが、これについてご意見をお聞かせください。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。吉清社会教育課長。

○社会教育課長（吉清佳明君） お答えいたします。土足のまま入れるというほうが、使うほうからすれば、非常に便利だということで、そういった話もございます。ただ、子どもたちの中に、床に座って本を読む子どもたちもいるとか、そういったような話もあって、現状では上履きにしたほうがいいのかなという話もありますけれども、一般的に図書室は土足で入れるほうがいいのかなという感じはしますけれども、課題とさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） これをもって戸坂健一議員の一般質問を終わります。
これをもって一般質問を終結いたします。

散 会

○議長（寺尾重雄君） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。
明6月10日は、定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集をお願いします。
本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

午後3時12分 散会

本日の会議に付した事件

1. 一般質問